

# 第4章 施策の展開

## 4.1 環境施策の体系

目指す環境像を実現するための基本目標に対して、施策の方向性と方針を定め、全体として

<b>基本目標 1 (自然環境)</b>  市境の自然豊かな環境の継承	<b>1-1</b> 緑豊かな山々と美しい水辺のある自然との共生	森林環境の保全 水辺環境の保全 海辺環境の保全 農村環境の保全 野生鳥獣保護と鳥獣被害対策の両立
	<b>1-2</b> 生物多様性の保全	生物多様性の理解促進 生物多様性の保全活動の推進
<b>基本目標 2 (循環共生)</b>  持続可能な循環共生型の社会	<b>2-1</b> 良好な生活環境の保全	快適な大気環境の保全 快適な水環境の保全 安全・安心な環境の保全 その他の環境の保全
	<b>2-2</b> 資源循環型社会の構築	5Rの推進 適正な処理・処分の推進
	<b>2-3</b> 環境保全型の持続可能な農林水産業の推進	環境に配慮した農林水産業の推進 持続可能な農林水産資源利用の推進
<b>基本目標 3 (地球温暖化)</b>  地球規模の気候変動等を意識した環境対策の展開	<b>3-1</b> 省エネルギーの推進	省エネルギー活動の推進 省エネルギー機器の普及 市有施設での省エネ化推進
	<b>3-2</b> 再生可能エネルギー等の利用促進	再生可能エネルギーの理解促進 再生可能エネルギー機器の普及 市有施設での率先取組
	<b>3-3</b> 温室効果ガス排出量の削減	温室効果ガス排出量の削減 低炭素まちづくりの推進
	<b>3-4</b> 気候変動の影響への適応	気候変動による影響の理解促進 気候変動による影響への対応
	<b>3-5</b> その他の地球環境対策	オゾン層の保護 酸性雨の防止 海洋ごみ対策の推進
<b>基本目標 4 (文化景観)</b>  美しい歴史・伝統文化を継承した景観づくり	<b>4-1</b> 美しい田園、里山、海岸景観の保全	自然景観資源の意識啓発 自然景観資源の保存活動の推進 自然景観資源を活かした地域活性化
	<b>4-2</b> 歴史ある町並みや景観の保全	歴史文化資源の意識啓発 歴史文化資源の保存活動の推進 歴史文化資源を活かした地域活性化
<b>基本目標 5 (教育協働)</b>  市民や産業とともに環境づくりを展開する	<b>5-1</b> 環境意識の向上	環境情報の発信と共有 環境学習等の促進
	<b>5-2</b> 環境活動の推進	環境保全活動への参加の促進 環境保全活動への支援
	<b>5-3</b> ネットワークの形成	地域内のネットワーク形成の推進 広域なネットワーク形成の推進

次のような環境施策の体系とします。

①森林の植生と生態系の保護	②山岳地及び里山の森林整備
①水辺の生態系の保護	②親しみやすい水辺環境の整備
①海浜植物の保護	
①自然豊かな農地の保全	
①貴重な野生動植物の保護	②鳥獣被害対策の推進
①生物多様性に関する情報の収集・提供	
①開発行為における生物多様性確保の指導	②外来種の侵入・拡散防止と駆除
①事業施設のばい煙対策等の監視	②大気質の監視の継続
③エコカーやエコドライブの普及促進	④悪臭の発生抑制
①事業施設の排水等の監視	②水質検査の継続実施
③水源地の保全	④公共下水道の拡大推進
⑤合併処理浄化槽の普及	
①土壌汚染の防止	②地下水汚染の防止
③化学物質による環境汚染の防止	
①騒音・振動の軽減	②光害の抑制
①ごみの発生抑制(リフューズ:Refuse)の促進	②ごみの排出抑制(リデュース:Reduce)の促進
③ごみの修理・修繕(リペア:Repair)、再使用(リユース:Reuse)の普及	④ごみの再生利用(リサイクル:Recycle)の推進
①ごみの不法投棄の撲滅	②ごみの散乱防止
③ごみの適正処理の促進	
①環境に配慮した農業の推進	②環境に配慮した林業の推進
③環境に配慮した水産業の推進	
①農業系資源の循環利用の促進	②耕作放棄地の拡大防止・有効活用検討
③持続可能な林業経営の推進	④持続可能な水産資源管理の推進
①省エネルギー活動の普及促進	②エコドライブの普及促進
①省エネルギー関連設備の導入支援	②次世代自動車の利用環境の整備促進
①市有施設の省エネ化検討	②次世代自動車の導入
①再生可能エネルギーに関する情報の収集・提供	②再生可能エネルギーの拠点化に関する理解促進
①再生可能エネルギー関連設備の導入支援	②地域資源を活用したバイオマス発電事業の可能性検討
①市有施設への自立・分散型エネルギー設備の導入検討	②市有施設での再エネ電力の率先購入
①温室効果ガス排出量の削減対策の推進	②二酸化炭素吸収源対策の推進
①人と環境にやさしい交通ネットワークの構築	②市内のエネルギーシステムの効率化の推進
①気候変動に関する情報の収集・提供	
①熱中症対策の推進	②農作物の高温障害対策の推進
①法に基づくフロン回収の啓発	
①酸性雨の発生防止の啓発	
①5Rの推進等による海洋ごみの発生抑制	
①自然景観に関する情報の収集・整理・提供	
①身近な緑の保全・整備	②環境美化活動の促進
①自然環境とふれあう場の創出・整備	
①伝統や文化財の保護意識の啓発	②伝統や文化財に関する情報の収集・整理・提供
①文化財の保護	②歴史景観の保全
①町並みの保全と創造	②市民協働のまちづくりの推進
①環境問題に対する意識啓発の推進	②環境情報の集積と提供
①環境教育・環境学習の積極的な推進	②食育と地産地消の推進
①市民の環境保全活動の紹介	②市民参加型の環境事業の検討
①環境保全団体の活動の推進	②ボランティア組織の育成及び活動への支援
①主体間における環境情報の共有化	②主体間の良好なパートナーシップの形成
①都市等と連携した山村体験や自然体験事業等の実施	②グリーンツーリズム・エコツーリズムの推進

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

## 4.2 施策

### 基本目標 1 市の自然豊かな環境の後世への継承（自然環境）

#### 1-1 緑豊かな山々と美しい水辺のある自然との共生

##### 1) 現状と課題

###### ① 現状

###### 地形・地質

- 本市の東側には標高 2,000m 級の朝日連峰の山々が連なり、そこを源流とする三面川・荒川が流れ下っています。連峰の西の標高 1,000～500m 級の山々からは、大川・勝木川・蒲萄川・高根川・門前川・長津川・石川が流れ下り、山岳地形をつくっています。
- 河川終端には氾濫原が形成され平野を誕生させ、河川が日本海に注いでいます。
- 山地の地質は、日本列島が大陸の東縁であったころ、大陸の基盤岩である花崗岩<sup>23</sup>と海洋深海底堆積物がプレートの移動により大陸に付加した付加体と呼ばれる岩石から構成されており、それぞれ 1 億年前後の絶対年代<sup>86</sup>を示します。
- 大陸東縁に割れ目が入り地形・地質が 300km 移動し、拡大してできた割れ目に日本海が誕生しました。
- 1700 万年前ころ沈降が始まり、浅海底には砂礫層、深海底には泥岩層が堆積していきました。また、朝日山地がほぼ海没し、海底には 3,000m 以上の厚い地層が堆積しています。
- 第四紀に、沈降地域の隆起が顕著になり、陸化しました。厚く堆積した地層が侵食され、朝日・飯豊山地には大陸由来の岩石が露出し、成長しつつ脊梁山脈が形成されてきました。河川の侵食運搬作用により運搬されてきた礫や土砂が浅海底に堆積し、新潟に平野が誕生しました。
- 三面川河口以北海岸線沿いに蒲萄山塊が傾動隆起し、花崗岩体の山地が誕生し、断崖絶壁の岩石海岸と花崗岩真砂の白砂青松<sup>107</sup>の砂浜が織りなす景勝地になっています。
- 海岸線に沿って、海成段丘地形である中位段丘・高位段丘が見られます。
- 三面川河口以南海岸線沿いには角田山麓まで砂丘地形が続き、平野の中央部では 10 列の砂丘が存在し、このうち村上市にみられる瀬波・岩船・塩谷砂丘は 1000 年前以降に形成された新砂丘といわれます。
- 市内を走る国道にも地形・地質の特徴がよく表れています。市の南北に 4 本の国道（海岸線を走る国道 345 号、平野を走る国道 7 号、越後山並みを走る国道 290 号、および荒川地区から山形に向かう 113 号）が走り、輸送の大動脈になっています。
- 海岸線には、地形・地質を生かして幾つかの良港があり、漁業・観光・産業に供されています。

###### 植生

- 朝日・飯豊山地から海岸に向かって、標高や気象、地形、人間活動に応じた様々な植生が見られます。

- 海岸に近い多岐神社や菅堅八幡などの社叢林では、対馬暖流（日本海流）の影響を受け、南方系のタブノキやヤブツバキなどの照葉樹林<sup>73</sup>が温存され、一方で北方系のハマナスの低木も生育しています。
- 砂丘肩部には、砂防保安林として江戸時代から植栽され守られてきたクロマツ林（お幕場）が広がっています。
- 標高によって植生が異なり、標高 500m までの丘陵地はコナラ群落<sup>37</sup>、標高 500～700m の山地は主にミズナラ群落、標高 700～1,500m の山地ではほとんどがブナ群落になります。標高 1,500m 以上の山岳部（日本海側多雪地帯）は、落葉低木群落やチシマザサ群落、そして多彩な高山植物からなる雪田植生<sup>87</sup>群落となります。
- 里山などの中山間地域では、スギ、ヒノキ、アカマツなどの人工林や、コナラ、ミズナラ、クリ、アカシデなどの二次林<sup>101</sup>が多く分布しています。
- 特に、朝日連峰の山奥には、極めて自然度が高く広大なブナを中心とする自然林<sup>63</sup>（原生林）が残されており、全国的にも第一級のものと言われています。
- 村上市の森林が一年間で吸収出来る二酸化炭素量は約 376 千 t-CO<sub>2</sub>/年です。
- 砂丘法肩<sup>54</sup>には、ハマナスやセナミスミレ（イソスミレ）を始めとした貴重な海浜植物の生育が多種類確認されています。
- 産地記載種としては、セナミスミレ（イソスミレ）の他に、岩ヶ崎でエチゴトラノオ、荒川流域ではアラカワカンアオイなどがよく知られています。  
（新潟レッドデータブック等に記載されている希少動植物のリストを第7章資料編7.4（2）に記載しています。）



お幕場森林公園のクロマツ林



ハマナス

図 4-1 本市の代表的な植生①

### 池沼・湖沼

- 高根の松の木平を始めとする池沼群は、比較的高い自然度を保ち、全国的に産地が少なくなったマダラナニワトンボやハッチョウトンボが繁殖しています。
- お幕場森林公園内にあるお幕場大池は市内唯一の砂丘湖で、かつてはサギソウやヒメミクリ、ジュンサイなどが生育し、トンボの種類も豊富でした。今日では、数多くのオオハクチョウを始め冬鳥の越冬地となり、家族連れが賑わう名勝地として知られています。



お幕場大池



高根の松の木平

図 4-2 本市の代表的な池沼

### 地下水・湧水

- 荒川・三面川流域で伏流水<sup>114</sup>による湧水が多数見られます。
- 平成26年(2014年)、平成27年(2015年)に村上市内で実施した湧泉アンケート調査の結果、40の地点が確認されました。
- 6箇所が「新潟県の名水」として認定を受けており、このうち、吉祥清水は環境省の「平成の名水百選<sup>117</sup>」にも選定されています。

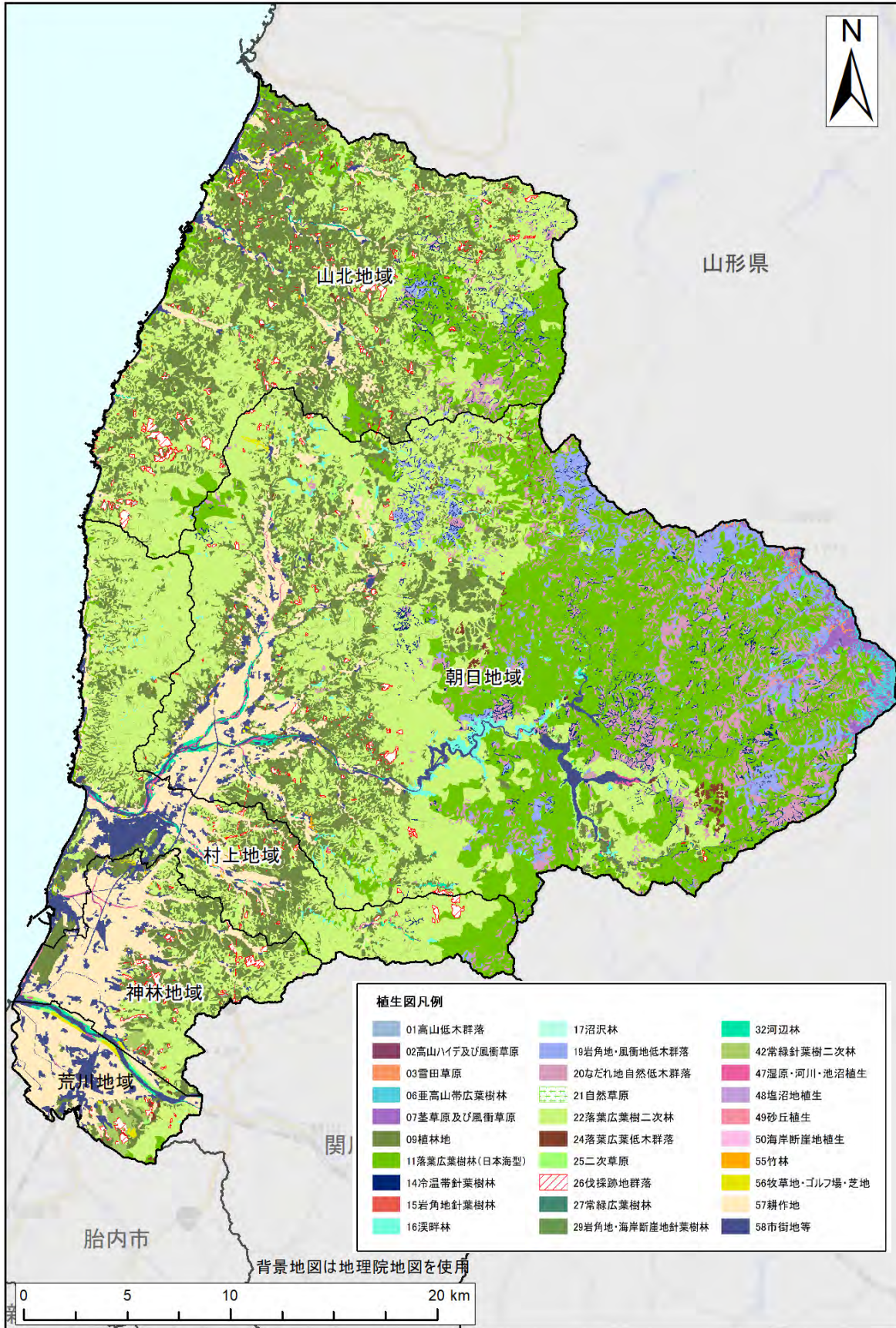


吉祥清水



鱒山清水

図 4-3 本市の湧水



出典：環境省自然環境局生物多様性センター 植生調査（1/25,000 縮尺）第 6-7 回

図 4-4 現存植生図

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

## 河川

- 本市では、三面川や荒川のほか多くの中小河川が日本海へ注いでおり、これらの流域では魚類等の動物の種類も多く、豊かな生態系が形づくられています。
- 三面川は古くは瀬波川といい、朝日連峰に源を発する二級河川です。サケの母川回帰の習性に着目し、世界で最初に天然繁殖を促した「種川の制」(江戸時代)の川として有名です。また、「居繰網漁(いぐりあみりょう)<sup>2)</sup>」と呼ばれる伝統漁法によるサケ漁が11月から12月頃にかけて行われています。サケ増殖を目的として、「ウライ」と呼ばれる柵を設けて一括採捕したサケを産卵、人口ふ化増殖させる取組が行われています。
- 荒川は山形県の大朝日岳に源を発する一級河川<sup>3)</sup>です。名前の由来「荒ぶる川」のとおり、昔から水害が発生し、水害への取り組みが続けられています。一方清流としても有名で、国土交通省の調査において3年連続できれいな水質ランキングで日本一を記録し、平成20年(2008年)6月に環境省が発表した「平成の名水百選<sup>11)</sup>」に選定されました。古くからかんがい用水として稲作に利用されているほか、水道水源やダム(大石ダム、横川ダム他)で発電用に利用されています。
- 川や湖沼の水辺では、水生植物<sup>79)</sup>やシロヤナギ、オニグルミ、ニセアカシアなどの樹木が生育していますが、水害や河川整備に伴い過去と比較して大幅に減少しました。
- 荒川の下流域には、かつて「たんぼ<sup>92)</sup>」と呼ばれる湧水が湧出する湾処(わんど)が数多くあり、湧水に依存する水生生物の貴重な生息場となっていました。しかし、河川改修によってこれらの環境が損なわれてしまいました。近年になって、やっとその重要性が認識されるようになり、「荒川たんぼ再生会議」などが中心となって「たんぼ」が少しずつ修復されつつあります。
- 水量豊かな三面川と荒川では、渓流域ではニッコウイワナが、中流の伏流水の見られる流域で新潟県内では激減しているトミヨ属淡水型が、支流の緩流域ではキタノアカヒレタビラ、キタノメダカなどが繁殖しています。また、シロザケやサクラマスが多数回帰し、村上市特有の食文化をつくり、地域の経済を支えています。
- 大川(山北地域)では、古代から伝えられている「コド漁<sup>49)</sup>」という独特の伝統漁法が今も行われています。これは、サケの習性を利用した先人の知恵がうかがわれる貴重な伝統漁法です。



三面川



荒川

図 4-5 本市の代表的な河川

## 海岸

- 瀬波温泉海水浴場は、水質が良く設備も充実していることから、平成18年（2006年）に環境省の「快水浴場百選<sup>19</sup>」に選定されています。
- 本市の海岸地形は、三面川河口を境界として、北側は岩石海岸、南側は砂浜海岸となっています。
- 国の名勝に指定されている「笹川流れ」に代表される北側の岩石海岸は、海食崖や海食台が発達し、これらの奇岩が夕日に映え、美しい景観を呈しています。
- 瀬波海岸に代表される砂浜海岸は、白浜青松と呼ばれる美しい砂丘と松林が広がっており、その美しい景観を守るために松くい虫<sup>120</sup>の防除や県による塩谷海岸の海岸浸食防止回復事業<sup>17</sup>などが行われています。
- 鼠ヶ関沿岸と笹川流れ周辺は環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に指定され、アワビ、サザエ、カキ、ワカメなどの漁場として重要な場所です。



瀬波海岸



笹川流れ

図 4-6 本市の代表的な海岸地形

## 動物

- 豊かな植生に支えられてツキノワグマやニホンカモシカなどの大型哺乳動物のほかニホンザルやホンドリツネ、オコジョなどが生息しています。
- 朝日連峰の山々や、三面川や荒川の清流に支えられた多様な自然環境は野生動物の宝庫となっており、山岳地帯にはクマタカやイヌワシなどの希少猛禽類が確認されています。
- 笹川流れの岩場ではハヤブサやオオセグロカモメ、ウミネコが繁殖しています。
- お幕場・大池公園には冬季にオオハクチョウやカモ類、ユリカモメなどが飛来します。
- 多様な植物相に支えられ、山地ではベニヒカゲが、里山ではギフチョウが舞っています。また、最近、砂丘地の草地では絶滅したといわれているアカハネバツタの繁殖が再発見されました。

（新潟レッドデータブック等に記載されている希少動植物のリストを第7章 資料編 7.4 (2)に記載しています。）





クマタカ



ハクチョウ類やカモ類

図 4-7 本市の代表的な鳥類

### 鳥獣被害

- 平成 29 年（2017 年）の鳥獣被害の状況は、被害金額は 623.4 万円、被害面積は 29.01ha です。
- 鳥獣の分類別にみると、カワウによるアユや放流後のサケ稚魚、川魚などの被害額が最も多く、次いでニホンザルの野菜等を中心にした農作物被害額が多くなっています。

### ② 課題

- 貴重な植生と生態系を大切に保護していく必要があります。
- 担い手不足と国産材の販売不振により林業が衰退し、森林整備が行き届かなくなっているため、山岳地及び里山の積極的な森林整備を行う必要があります。
- 河畔林や「たんぼ」などのかつての自然環境を再生するとともに、野生の動植物の生息・生育に適した水辺環境を整備していく必要があります。
- 海岸侵食を抑制する対策の検討と松くい虫の防除が急がれます。
- 海浜植物<sup>20</sup>の生育状況を把握し、市民、事業者、団体等と行政との連携を強め、現存する海浜植物を大切に保護するとともに、復元対策を講じる必要があります。そのため、啓発活動や教育活動に力を入れていく必要があります。
- これらを統括・指導し、また、鳥獣管理計画を策定する専門員を配置する必要があります。



カタクリ



三面川の桜並木と河畔林

図 4-8 本市の代表的な植生②

## 2) 施策の展開

## 施策の方向性 1-1-1 森林環境の保全

本市の貴重な森林生態系の保護や、適正な森林整備の推進を図っていきます。

## ア) SDGs への貢献



## イ) 市の施策

## 施策① 森林の植生と生態系の保護

- 国・県と協力し、定期的な植生・生態系調査を実施し、森林の整備・保全を目的とし、かつ林業振興策にも配慮した総合的な対策の検討を行います。
- 環境保全地域の指定地内における植生については、開発等の影響を受けないように特に留意し、生態系の保護に努めます。

## 施策② 山岳地及び里山の森林整備

- 村上市森林整備計画等に基づき、計画的かつ適正な森林整備（造林、保育、草刈り、雪起し、間伐等）を推進するとともに、市行造林地の適正な管理により、森林の持つ公益的機能の強化を図ります。
- 山地災害の未然防止対策と林業の健全な育成と併せて、森林の公益的機能が十分に発揮されるように、積極的な治山事業の導入を図ります。
- 山岳地及び里山の開発に対しては、森林の生態系や景観などへの配慮について指導します。
- 本市内に生育する巨木・老木の現況を把握し、その保護に努めます。
- 地域住民を対象とした勉強会や小中学校と連携した森林整備体験等を通じて、森林整備の重要性と方法についての啓発活動を推進します。
- 漁業・林業関係者、地域住民、緑の少年団<sup>122</sup>が中心となって行われてきた三面川の「さけの森林づくり」等、ボランティア森林整備の活動をさらに促進していきます。
- 国・県と協力し、松くい虫被害に対する防除を実施し、森林の保全に努めます。
- 森林資源の保護と森林の持つ公益的機能の周知を図るとともに、森林公園など、人と森林のふれあいの場の整備・活用を推進します。
- 森林経営管理法<sup>77</sup>に基づく経営管理を実施し、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図ります。

ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林ボランティアへの参加など、地域ぐるみで里山の森林整備活動に協力する。</li> <li>・ 植生や生態系についての勉強会や森林整備体験等を通じて、森林整備の重要性と方法について理解を深める。</li> <li>・ 自然公園<sup>62</sup>・自然環境保全地域<sup>61</sup>を適切に利用する。</li> <li>・ 里山整備活動や里山の資源利活用に積極的に参加する。</li> <li>・ 河川愛護の普及と水辺などの清掃・環境美化活動に参加する。</li> <li>・ 江浚い<sup>12</sup>に参加する。</li> <li>・ 地域や団体、ボランティアの活動へ協力と支援をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民や団体と協同して、里山の整備事業を行う。</li> <li>・ 森林整備を推進する。</li> <li>・ 樹林地の保全と活用をする。</li> <li>・ 巨木・老木等の保全と管理支援をする。</li> <li>・ 事業活動において、森林の生態系や景観などに配慮する。</li> </ul>



機械での間伐施業



人力での間伐施業

図 4-9 環境に配慮した林業の取組



背景地図は地理院地図を使用。

図 4-10 国立公園・自然公園の位置

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

## 施策の方向性 1-1-2 水辺環境の保全

本市の貴重な水辺生態系の保護や、親しみやすい水辺環境の整備を図っていきます。

### ア) SDGs への貢献



### イ) 市の施策

#### 施策① 水辺の生態系の保護

- 河畔や河床に生育する樹木を保護し、野生の動植物の生息・生育に適した水辺環境の整備を推進します。
- 漁業・林業関係者、地域住民、緑の少年団が中心となって行われてきた三面川の「さけの森林づくり」等、ボランティア森林整備の活動をさらに促進していきます。

#### 施策② 親しみやすい水辺環境の整備

- 河川や海岸の整備にあたっては、安全性の確保のみならず、地下水の涵養、多様な生態系の保全、地域に特有な自然景観の再生・創出に配慮します。
- 国・県と協力し、市民が安全で快適に水辺に親しみ、水辺環境を理解できるような親水空間の整備を推進します。
- 水辺を活用した自然体験活動の充実を図ります。

### ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水辺を活用した自然体験活動に参加する。</li> <li>・ 河川にごみを捨てたり、汚水を流したりしない。</li> <li>・ 河川の環境保全に努める。</li> <li>・ 地域の環境や水を守る活動を進めている団体との連携強化と活動への協力支援をする。</li> <li>・ 河川愛護の普及啓発、水辺などの清掃・環境美化活動に参加する。</li> <li>・ 水のある風景百選に興味を持つ。</li> <li>・ 水とのふれあいや体験、エコツアー<sup>7</sup>などに参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川に汚水を流したりしない。</li> <li>・ 地域の環境や水を守る活動への協力支援をする。</li> <li>・ 河川愛護の普及啓発、水辺などの清掃・環境美化活動に協力する。</li> </ul>

### 施策の方向性 1-1-3 海辺環境の保全

本市の特徴的な海岸地形の保全や海浜植物の保護を図っていきます。

#### ア) SDGs への貢献



#### イ) 市の施策

##### 施策① 海浜植物の保護

- 国・県と協力し、海岸林に対する松くい虫の防除に努めます。
- 河口付近の抽水植物<sup>94</sup>や海岸線に生育する海浜植物を保護するため、生育状況の定期的な調査を行います。
- 海岸部において新たに開発を行う場合には、生育地を避けるなど配慮するとともに、市民、事業者、団体等と行政との連絡を密にし、情報を共有します。
- 既存の生育地に対しては、保護地区を設定するなどの復元対策を検討します。

#### ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「笹川流れ」に代表される岩石海岸、瀬波海岸に代表される砂浜海岸の美しい自然景観の再生と保全に協力する。</li> <li>・ 海岸線に生育する海浜植物を採取しない、踏み荒らさない、海岸清掃を行うなどにより、貴重な植物を大切に保護する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地改変などの開発行為にあたっては、土砂の流出等に留意する。</li> <li>・ 施設の整備にあたっては、自然環境や地形への影響を最小限にとどめるように配慮する。</li> </ul>



瀬波海岸の植生保護エリア



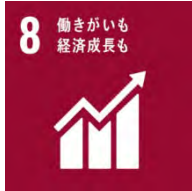
三面川の河口植生

図 4-11 瀬波海岸と三面川河口の植生

### 施策の方向性 1-1-4 農村環境の保全

本市の自然豊かな農地の保全や、耕作放棄地<sup>46</sup>の有効活用策の検討を図っていきます。

#### ア) SDGsへの貢献



#### イ) 市の施策

##### 施策① 自然豊かな農地の保全

- 村上市農村環境計画<sup>104</sup>に基づいて、農地及び農村における環境保全を推進します。
- 害虫の発生を防止し、快適で豊かな農村環境を保全するため、耕作放棄地の拡大防止、保水能力の向上など、農地の持つ環境保全機能の確保に向けた農業生産基盤の整備を推進します。
- 耕作放棄地の拡大防止を目的とし、農家の担い手不足の解消と農業生産力の向上を視野に入れ、事業者等による農業への参入や農業法人の設立等を促進します。
- 農村公園や農村環境改善<sup>103</sup>施設の整備などにより、農村環境の保全に努めます。

#### ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民農園、栽培収穫体験の開設を支援する。</li> <li>・ 制度や多面的機能を活かした農地の保全に努める。</li> <li>・ 交流による農地の保全に参加する。</li> <li>・ 地域で農地の保全に取り組む。</li> <li>・ 環境保全型農業<sup>28</sup>により生産された農産物の購入を通じて、農産物の高付加価値化や地産地消<sup>93</sup>の取り組みに協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発や土地利用は、できるだけ農地を避けて行う。</li> <li>・ 所有する農地の適切な維持管理と持続的な経営を行う。</li> <li>・ 土地改良区などにおける農地の施設環境整備・保全を図る。</li> <li>・ 指定史跡及び天然記念物の保存・活用を促進する。</li> <li>・ 農地を有効利用するため、適正管理通知などを通じて遊休地発生防止と解消を図る。</li> </ul>

## 施策の方向性 1-1-5 野生鳥獣保護と鳥獣被害対策の両立

本市の貴重な野生動植物の保護や、鳥獣被害への対策を推進していきます。

### ア) SDGsへの貢献



### イ) 市の施策

#### 施策① 貴重な野生動植物の保護

- 保護すべき貴重な野生動植物の生物種及び生息・生育地について、本市独自の基準や指定を検討するなど、絶滅が危惧される野生動植物の保護に努めます。

#### 施策② 鳥獣被害対策の推進

- イノシシ、ニホンザル、ハクビシン、ツキノワグマによる農作物への被害を防止するため、村上市鳥獣被害防止計画に基づいて、捕獲や侵入防止柵の整備を進めます。
- 野生鳥獣による被害に対し、生息状況や被害等の発生状況等の継続的な把握に努め、必要に応じて、有害鳥獣捕獲許可を行うことで効果的な被害対策を進めます。
- ツキノワグマやイノシシ等の出没状況や被害にあわないための注意事項をわかりやすく情報提供することで、人身被害の未然防止に努めます。
- 県、隣接する市町村、猟友会と、個体数調整等の管理や新潟県ツキノワグマ出没対応マニュアルにより出没時には連携した対応を進めます。
- 関係機関とともに、森林整備などにおける配慮事項について農林業者、地域住民等への指導・啓発・支援を行います。
- 鳥獣被害対策の担い手である狩猟者が不足しているので、育成・確保について狩猟者団体である猟友会の取組みを支援します。



ニホンザル



ニホンカモシカ

図 4-12 本市に生息する野生動物



ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベントに参加し、希少野生動植物の保護の必要性・重要性について理解を深める。</li> <li>・ 野生動植物の違法な駆除・捕獲・売買、山野草の乱獲、海浜植物の踏み荒らしや外来生物の移入を行わないなど、野生動植物を大切に保護し、生物多様性の確保に協力する。</li> <li>・ 捕獲された野生鳥獣の有効活用を図ったジビエ<sup>66</sup>への理解を深める。</li> <li>・ 農作物被害の防止を図るため、電気柵の設置や忌避剤の塗布などを行う。</li> <li>・ ニホンザルやハクビシン、イノシシによる農作物への被害が発生した場合には、速やかに市へ通報し、捕獲（駆除）等に協力する。</li> <li>・ クマによる人身被害を防ぐため、生ごみの早期処分や果実の早期収穫、目撃情報の速やかな提供、また所有地が移動ルートとならないよう茂みの刈り払いを行う。</li> <li>・ 山などに入る際は、クマに会わないための自衛策を準備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 希少種に配慮した維持管理に努める。</li> <li>・ 飲食店の食材として、捕獲された野生鳥獣の活用を検討する。</li> <li>・ 野生動植物の違法な駆除・捕獲・売買、山野草の乱獲、海浜植物の踏み荒らしや外来生物の移入を行わないなど、野生動植物を大切に保護し、生物多様性の確保に協力する。</li> <li>・ クマによる人身被害を防ぐため、目撃情報の速やかな提供や所有地又は管理地が移動ルートとならないよう茂みの刈り払いを行う。</li> </ul>

3) 環境指標

指標	現状	目標
間伐等実施面積	183.7ha (令和元年度(2019年度))	320ha (令和12年度(2030年度))
防除区域内松くい虫被害木処理量	20.67m <sup>3</sup> (令和元年度(2019年度))	20.00m <sup>3</sup> (令和12年度(2030年度))
有害鳥獣による被害面積	11.33ha (令和元年度(2019年度))	10ha (令和12年度(2030年度))
有害鳥獣による人的被害件数	1件 (令和元年度(2019年度))	0件 (毎年)



高根



今川

図 4-13 本市の中山間地域

コラム

貴重な野生動植物

今日、様々な人間の活動が原因で、野生動植物が減少・絶滅しています。国内外の希少な野生生物を保全するために、様々な取組が行われています。

種の保存法

国内外の野生動植物種の保全を体系的に図ることを目的に、平成4年(1992年)に制定されました。正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」です。国内に生息・生育する、又は、外国産の希少な野生生物を保全するために、捕獲、譲渡等の規制、及び生息地等保護のための規制から保護増殖事業の実施まで多岐にわたる内容が定められています。

レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の種のリストをレッドリストといいます。国際的には国際自然保護連合(IUCN)が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体やNGOなどが作成しています。レッドリストに掲載された種について、生息状況等を取りまとめた冊子をレッドデータブックといいます。

村上市の希少な動植物

新潟県が作成した「レッドデータブックにいがた」に掲載の希少種のうち、岩船ブロックでの生息・生育が確認された代表的な生物種として、クマタカ、ホトケドジョウ、シロウオ、テナガエビ、カタハガイ、ニセマツカサガイ、イシマキガイ、ハマベンケイソウ、ハマナスなどがあります。(詳細は第7章資料編7.4(2)に記載しています。)



イヌワシ



トミヨ属淡水型



ギフチョウ



ヒメサユリ

図 4-14 本市の希少動物

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

## 1-2 生物多様性の保全

### 1) 現状と課題

#### ① 現状

#### 生物多様性

- 本市は、自然を象徴する「森」「里」「川」「海」の要素全てを兼ね備え、それらの恵まれた自然環境の中では多様な生きものが息づいており、まさに生物多様性の宝庫です。
- 本市では、山熊田地区と高根集落が「生物多様性の保全上重要な里地里山<sup>84</sup>」に、松ノ木平の池および周辺池沼と新潟海岸が「生物多様性の保全上重要な湿地<sup>85</sup>」に、笹川流周辺と鼠ヶ関沿岸が「生物多様性の保全上重要な海域<sup>83</sup>」にそれぞれ選定されています。
- かつては河口付近には抽水植物が、海岸線ではハマナスやセナミスミレ（イソスミレ）、エチゴトラノオに代表される海浜植物が生育していましたが、海岸侵食に加えて開発等により、大幅に数が減少し、そのほとんどが絶滅危惧種<sup>88</sup>あるいは準絶滅危惧種となりました（図 4-15 緑枠）。

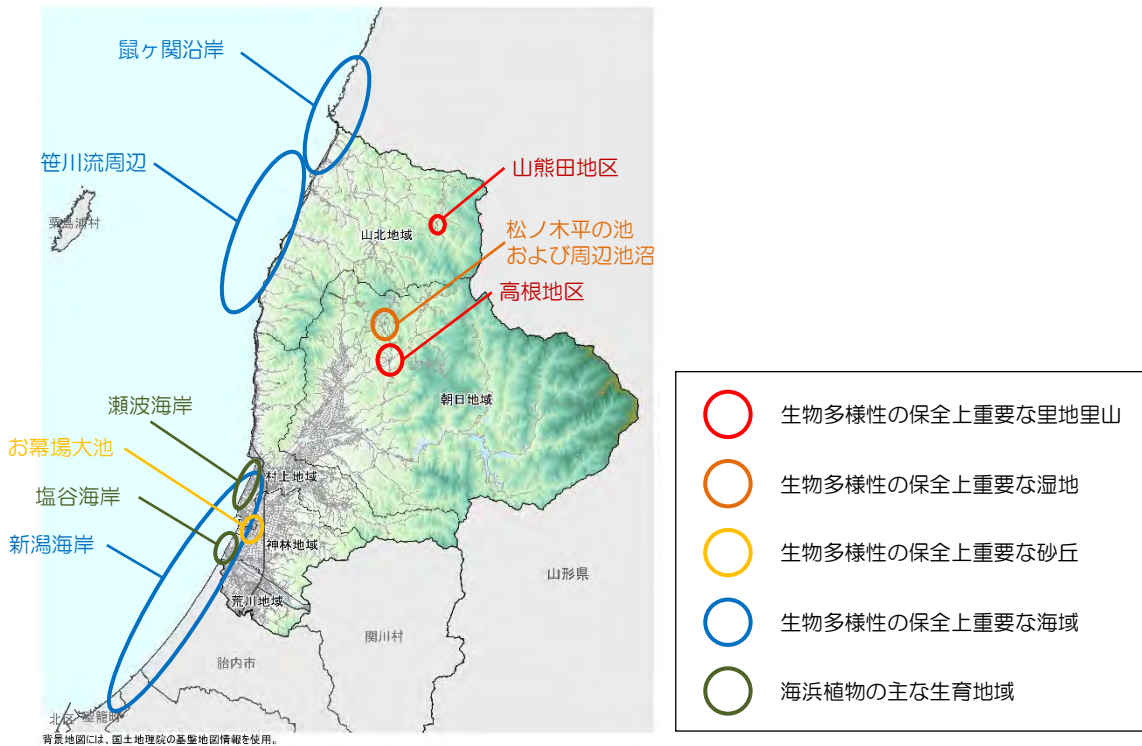


図 4-15 生物多様性の保全上重要な里地里山、湿地、海域

#### ② 課題

- 本市に残された豊かな自然を有する地域を保全し、次の世代に継承していく必要があります。

2) 施策の展開

**施策の方向性 1-2-1 生物多様性の理解促進**

市内の自然地域や動物、植物の生息状況等の生物多様性に関する情報収集や調査を実施し、その結果を公表するとともに、調査結果を活用して自然環境の保全を進めます。

ア) SDGs への貢献



イ) 市の施策

**施策① 生物多様性に関する情報の収集・提供**

- 生物多様性の重要性、日常生活とのつながり、特定外来生物の注意喚起など市民の理解を深めます。

ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然観察会や生物調査、各種イベント等に積極的に参加する。</li> <li>・ 外来生物について理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然観察会や生物調査、各種イベント等に、地域の一員として積極的に参加する。</li> <li>・ 生物多様性に配慮したみどりの保全・創出に努める。</li> </ul>

**施策の方向性 1-2-2 生物多様性の保全活動の推進**

人間の活動が生物多様性に影響を与えていることなどをわかりやすく示すことで、生物多様性への理解を深め、生物多様性に配慮した行動を促進します。

ア) SDGs への貢献



イ) 市の施策

施策① 開発行為における生物多様性確保の指導

- 開発や造成による生息・生育地の減少、環境悪化などの影響が回避あるいは低減されるように、開発事業者への監視及び指導を強化します。

施策② 外来生物の侵入・拡散防止と駆除

- 外来生物の魚類の生息状況を把握するとともに、生息が確認された場合には、駆除に関して検討を行います。
- セイタカアワダチソウ等の外来植物が大量に生育する河川敷や道路脇では、国・県と協力して、刈り取りや抜根などの対策を講じます。
- 新たな外来植物の大量発生を防止するため、耕作放棄地の解消に向けた農業生産基盤の整備を推進します。

ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安易に生物を捕獲したり、持ち帰ったりしない。</li> <li>・ 外来生物のペットは適正に管理する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らの業務と生物多様性の関係性を理解し、製品の原材料の調達など事業活動において、生態系への影響が少ないものを選択する。</li> <li>・ 緑化は、できるだけ郷土種を用いて行う。</li> </ul>



マツカサガイ



ヤリタナゴ

図 4-16 マツカサガイとヤリタナゴ

## 基本目標2 持続可能な循環共生型の社会（循環共生）

### 2-1 良好な生活環境の保全

#### 1) 現状と課題

##### ① 現状

##### 生活環境

- 新潟県が実施している大気汚染常時監視<sup>90</sup>結果によると、新発田市以北エリアにおける過去5年間（平成25年～29年（2013年～2017年））の大気汚染物質の濃度については、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質<sup>115</sup>のいずれも環境基準<sup>27</sup>を大きく下まわっています。また、村上測定局における過去5年間（平成25年～29年（2013年～2017年））の光化学オキシダント濃度については環境基準非達成となっていますが、光化学スモッグ注意報<sup>44</sup>を発令するまでには至っていません。微小粒子状物質（PM2.5）<sup>113</sup>については、平成26年2月に新潟県から注意喚起が出されましたが、その後予備情報や注意喚起の発令はありませんでした。
- 本市内では、大川（大川橋）、高根川（昭和橋）、三面川（布部橋、瀬波橋）、荒川（荒川取水堰、荒川橋、旭橋下流）及び海域（県北海域 No.2・No.3・No.4）において、それぞれ基準点と補助点が設定され、定期的に水質（pH<sup>138</sup>、DO<sup>134</sup>、SS<sup>141</sup>、BOD<sup>130</sup>、COD<sup>131</sup>）の測定が実施されています（図4-17）。
- 河川の水質はpHとBODが、海域の水質はCODが、環境基準を超えることがあります。
- 本市における近年の公害苦情は、野焼きや不法投棄に関するものが大半を占めています。



出典：令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果（新潟県）より作成

図 4-17 公共用水域における水質測定地点

② 課題

- 良好な大気環境・水環境を今後も維持していくことが重要です。
- 野焼き、汚水、悪臭等の適正な管理のための監視や指導が望まれます。

2) 施策の展開

施策の方向性 2-1-1 快適な大気環境の保全

市内の事業施設のばい煙<sup>106</sup>対策等の監視、大気質の監視、悪臭の発生抑制対策を継続して進めます。また、エコカー<sup>6</sup>やエコドライブ<sup>9</sup>の普及促進を図ります。

ア) SDGsへの貢献



イ) 市の施策

施策① 事業施設のばい煙対策等の監視

- 事業施設の大気汚染防止を図るため、事業者および関係機関との連携により、ばい煙対策等、施設の監視指導を徹底します。
- 基準を満たさない小型簡易焼却炉の使用禁止や野焼き等の不法焼却の禁止を周知徹底し、監視や指導を強化します。

施策② 大気質の監視の継続

- 現在県で実施されている継続的な大気質調査に基づいて、大気の状態を監視し、光化学スモッグ注意報の発令時等、大気汚染が発生した場合には、速やかに原因を究明するとともに、市民への情報提供を行います。

施策③ エコカーやエコドライブの普及促進

- 大気汚染防止を目的として、日常生活や事業活動におけるアイドリングストップ<sup>1</sup>の励行を推進します。
- エコカーや次世代自動車の利用を推進します。

施策④ 悪臭の発生抑制

- 悪臭防止法に基づき、事業活動により発生する悪臭発生の抑制を図ります。
- 下水道への接続促進や合併処理浄化槽<sup>24</sup>の設置促進により、生活排水等から発生する悪臭の低減を図ります。
- 畜舎から発生する悪臭については、関係法令に基づき適正に管理が行われるように指導するとともに、悪臭防止対策の実施を促進します。

ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気環境に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域などで共有する。</li> <li>・ 買替え時など購入が必要な際は、次世代自動車を検討する。</li> <li>・ 車を利用する場合には、エコドライブを実践する。</li> <li>・ 悪臭に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域などで共有する。</li> <li>・ 家庭における悪臭の発生防止に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害防止協定の締結内容を遵守する。</li> <li>・ 事業所内で、市などが発信する大気環境情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。</li> <li>・ 揮発性有機化合物（VOC）<sup>29</sup>排出の少ない塗料など、大気汚染の発生原因になる成分が少ない製品を積極的に利用する。</li> <li>・ 買替え時など購入が必要な際は、次世代自動車を検討する。</li> <li>・ 自らの配送から共同配送<sup>33</sup>や運送会社の活用などに切り替え、輸送の効率化を図る。</li> <li>・ 工場、事業所等における悪臭の発生源については、密閉性の高い建屋内に設置するなど周辺に影響を及ぼさない措置を講じる。</li> <li>・ 飲食店の悪臭が付近住民等に迷惑を及ぼさないよう、排出口の向き、ダクト等の設置を見直す。</li> <li>・ 家畜排せつ物を適正に管理・処理する。</li> </ul>

施策の方向性 2-1-2 快適な水環境の保全

市内の事業施設の排水等の監視、水質検査、水源地の保全、公共下水道や合併処理浄化槽の推進対策を継続して進めます。

ア) SDGsへの貢献



イ) 市の施策

施策① 事業施設の排水等の監視

- 事業施設の水質汚濁防止を図るため、事業者および関係機関との連携により、施設からの排水について監視指導を徹底します。



施策② 水質検査の継続実施

- 国・県と協力し、河川等公共用水域の水質検査を継続的に実施し、安全・安心な水質の保全に努めるとともに、水質汚濁が発生した場合には、速やかに原因を究明し、対策を講じます。

施策③ 水源地の保全

- 上水道の水源地に関して開発行為等の状況の変化に留意し、定期的なパトロールや監視を行います。

施策④ 公共下水道の拡大推進

- 公共下水道未普及区域のある村上地区について、下水道整備を実施し、処理区域の拡大を推進します。
- 公共下水道事業完了地区及び集落排水事業完了地区の水洗化を促進します。

施策⑤ 合併処理浄化槽の普及

- 下水道整備予定区域外の地域において、汚水処理対策としての合併処理浄化槽の普及を促進します。

ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水環境に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域などで共有する。</li> <li>・ 下水道接続を進める。</li> <li>・ 合併処理浄化槽の定期的な点検や清掃を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害防止協定の締結内容を遵守する。</li> <li>・ 事業所内で、市などが発信する水環境情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。</li> <li>・ 排水の管理体制を整備する。</li> </ul>



荒川でのアユ釣り



荒川で親しむ子ども

図 4-18 荒川のふれあい風景

### 施策の方向性 2-1-3 安全・安心な環境の保全

市内の土壌汚染や地下水汚染、化学物質による環境汚染の防止を継続して進めます。

#### ア) SDGsへの貢献



#### イ) 市の施策

##### 施策① 土壌汚染の防止

- 既往の土壌汚染地域に対して、モニタリング調査<sup>124</sup>を継続し、その結果を公表するとともに、事業者や地域住民への啓発活動を通じて、新たな土壌汚染の発生を未然に防止します。
- 農薬の使用状況を把握するとともに、農薬の適正使用について啓発に努めます。

##### 施策② 地下水汚染の防止

- 事業施設の地下水汚染防止を図るため、事業者および関係機関との連携により、施設からの漏洩について監視指導を徹底します。
- 井戸の使用状況について把握します。

##### 施策③ 化学物質による環境汚染の防止

- 化学物質による環境汚染事故が発生した場合には、県と連携して迅速な対策を講じます。

#### ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下水質や化学物質に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域などで共有する。</li> <li>・ 殺虫剤や農薬等は、安全な製品を選び、使用を抑制する。</li> <li>・ 事業所のCSR<sup>133</sup>情報や事業所が発行する環境報告書を確認する。</li> <li>・ 自宅でごみを焼却しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業場内の土壌汚染の実態を把握し、その情報公開をする。</li> <li>・ 事業所内で、市などが発信する地下水質情報や化学物質情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。</li> <li>・ 化学物質の排出削減を図り、化学物質の適正管理を行う。</li> <li>・ 事業所でごみを焼却しない。</li> <li>・ ビニールハウスなどのビニールや資材などのごみを適正に処理する。</li> <li>・ 漁網や漁業用ロープなどを適正に処理する。</li> </ul>

施策の方向性 2-1-4 その他の環境の保全

市内の騒音・振動の軽減、光害<sup>112</sup>の抑制を継続して進めます。

ア) SDGsへの貢献



イ) 市の施策

施策① 騒音・振動の軽減

- 騒音規制法、振動規制法及び新潟県生活環境の保全に関する条例に基づき、適正に監視、指導を行います。
- 日常生活や事業活動に伴う近隣騒音問題が発生した場合は即時に対応します。
- 県との連携により法に基づいた定期的な騒音・振動調査を行い、その結果を公表します。

施策② 光害の抑制

- 近隣市とも協力して夜間の照明、特に上向きの照明を極力減らすなどにより、光害の発生を抑制します。

ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 騒音・振動に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域などで共有する。</li> <li>・ 車を利用する場合には、エコドライブを実践する。</li> <li>・ 音響機器やペットの鳴き声、早朝・深夜のオートバイや自動車利用などで、騒音を出さない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所内で、市などが発信する騒音・振動情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。</li> <li>・ 自らの配送から共同配送や運送会社の活用などに切り替え、輸送の効率化を図る。</li> <li>・ 騒音・振動を発生させる機器や拡声器等の使用を抑制するとともに、使用する場合には、周辺に影響を及ぼさない措置を講じる。</li> <li>・ 上向きの照明を極力減らす。</li> </ul>

3) 環境指標

指標	現状	目標
光化学スモッグ注意報発令件数	0件 (令和元年度(2019年度))	0件 (毎年)
河川水環境基準達成率(BOD等)	100% (令和元年度(2019年度))	100% (毎年)
水洗化率 <sup>80</sup> (公共下水道・特定環境保全公共下水道)	72.3% (令和2年度(2020年度))	82% (令和12年度(2030年度))
水洗化率(農業集落排水施設 <sup>67</sup> )	85% (令和2年度(2020年度))	95% (令和12年度(2030年度))
合併処理浄化槽普及率 <sup>25</sup>	86.7% (令和元年度(2019年度))	94% (令和12年度(2030年度))
新たな土壌・地下水汚染発生件数	0件 (令和元年度(2019年度))	0件 (毎年)
化学物質による環境汚染事故の発生 件数	0件 (令和元年度(2019年度))	0件 (毎年)
公害苦情件数(騒音、振動、悪臭)	11件 (令和元年度(2019年度))	5件 (令和12年度(2030年度))



ポーラースター神林

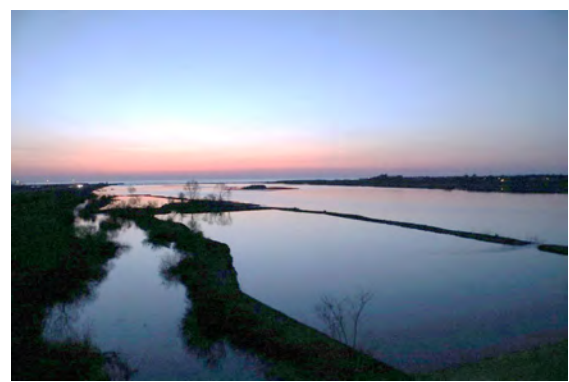


二子島森林公園

図 4-19 清らかな空気・水とのふれあいの場



三面川



荒川

図 4-20 清流として知られる三面川・荒川

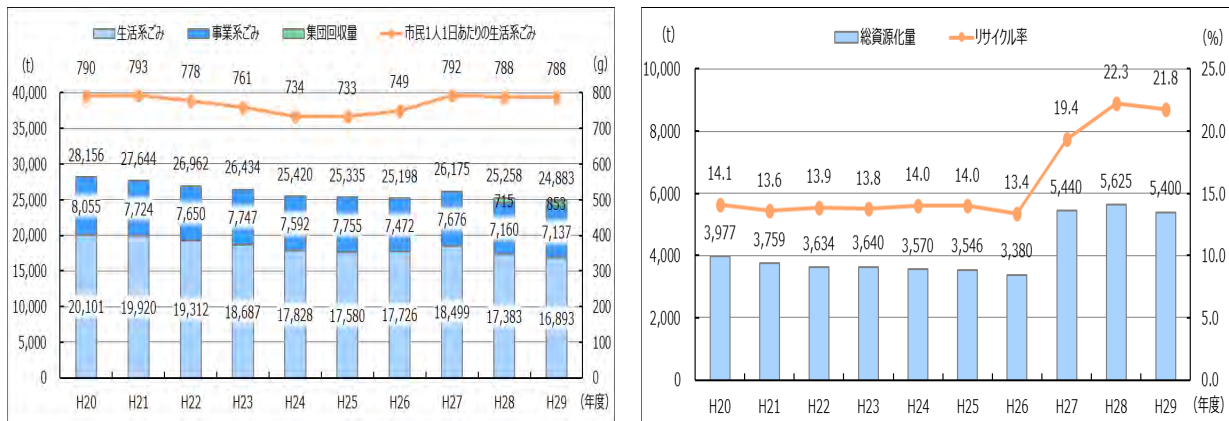
## 2-2 資源循環型社会の構築

### 1) 現状と課題

#### ① 現状

#### 一般廃棄物<sup>4</sup>

- 本市におけるごみの総排出量は近年減少傾向にあり、平成29年度（2017年度）のごみ総排出量は約24,883tでした（図4-21）。
- 平成29年度（2017年度）の市民1人1日あたりの生活系ごみの排出量は約788g/人・日で、平成20年度（2008年度）からほとんど変化はありません（図4-21）。
- 平成26年度（2014年度）の焼却施設の更新に伴い開始した焼却灰資源化の取組により、資源有効利用量が大きく増加し、平成29年度（2017年度）のリサイクル率は約21.8%でした（図4-21）。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）より作成

図 4-21 本市におけるごみ排出量・総資源化量とリサイクル率の推移

#### ② 課題

- 本市では、分別収集の徹底や排出抑制の普及活動に取り組んでいますが、分別されていない家庭・事業者ごみが見られることから、さらに家庭や事業者の分別・排出抑制への意識が向上するような施策が必要です
- 市民一人ひとりがごみや汚れが生じないように意識するとともに、今後ごみの散乱が生じないように取り組みが重要です。

### 2) 施策の展開

#### 施策の方向性 2-2-1 5Rの推進

「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に、リフューズ（発生抑制）・リペア（修理・修繕）の2つを加えた5Rを推進し、市民・事業者と一体となって循環型社会の実現に向けて対策を講じます。

ア) SDGsへの貢献



イ) 市の施策

施策① ごみの発生抑制(リフューズ:Refuse)の促進

- マイバッグ、マイボトル等の取組を呼びかけます。
- 簡易包装の促進を行います。
- 計画的な商品購入を推進します。

施策② ごみの排出抑制(リデュース:Reduce)の促進

- ちゅう芥類(生ごみ)の水切りや堆肥化を推進します。
- 剪定枝葉の資源化を行います。
- 無駄のない食生活への転換を呼びかけます。

施策③ ごみの修理・修繕(リペア:Repair)、再使用(リユース:Reuse)の普及

- 物を大切に使うライフスタイルへの転換を呼びかけます。
- 詰め替え商品の活用を呼びかけます。

施策④ ごみの再生利用(リサイクル:Recycle)の推進

- 再生品や適正処理しやすい商品を推進します。

コラム

5R

～ごみを減らすための、Rではじまる5つの行動～

5Rは、ごみの発生や資源の消費をもとから減らす「リフューズ」、「リデュース」、製品を長く使う「リユース」、「リペア」、使えなくなった製品等を資源として再利用する「リサイクル」を行うことで、環境への負荷が少ない循環型社会を実現するための取組です。

Rの意味	
リフューズ (Refuse)	必要ないものは受け取らない
リデュース (Reduce)	ごみになる物を減らす
リユース (Reuse)	繰り返し使う
リペア (Repair)	修理して長く使う
リサイクル (Recycle)	資源として使う

ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家のごみ箱をごみ用と資源用に分け、不要になった紙類を、資源になるか再確認してからごみ箱に入れる。</li> <li>・ マイバッグを持参し、レジ袋を断る。</li> <li>・ 簡易包装の商品を選択する。</li> <li>・ 食べきれぬ量だけ作り、食べ残しをせず、食品ロスの削減に努める。</li> <li>・ 生ごみは水分をしっかりと切ってから出す。</li> <li>・ フリーマーケットやリサイクル店などを活用し、できる限り再利用する。</li> <li>・ 地域の集団回収に参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製品の設計から生産、使用、廃棄及び再利用までのライフサイクル<sup>127</sup>全体を通じて環境に配慮した製品の製造、販売に努める。</li> <li>・ 両面印刷や縮小印刷、裏紙利用などにより紙の使用量を削減する。</li> <li>・ 小売店などでは、梱包材、容器包装等の減量化に努める。</li> <li>・ 飲食店などでは、ハーフサイズや小盛りメニューを導入し、食品ロスの削減に努める。</li> <li>・ 製品、容器等の再利用の方法について情報提供し、再利用を促進する。</li> </ul>

施策の方向性 2-2-2 適正な処理・処分の推進

「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、指導や啓発により、日常のごみ出しルール徹底や廃棄物の適正処理向上などに取り組みます。

ア) SDGsへの貢献



イ) 市の施策

施策① ごみの不法投棄の撲滅

- 監視パトロールを実施します。
- 不法投棄が確認された際、関係機関との連携を図ります。
- 市民への通報先の周知に努めます。
- 監視カメラ等を活用し、不法投棄の未然防止及び実態の把握に努めます。
- 不法投棄の温床となっている農道・林道、中山間地の溪床等において、地域住民との協力のもとに草刈等の防止活動を行います。
- 不法投棄防止の看板を配布します。
- 不法投棄の現状を広報等により公開し、不法投棄防止に向けた啓発を行います。

## 施策② ごみの散乱防止

- 村上市ごみの散乱等防止条例に従い、市民・事業者・行政の連携により、ごみの散乱防止に努めます。
- フンの始末を始めペットの飼い方について飼い主としての意識向上の啓発を行います。
- カラス対策として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき適正に有害鳥獣捕獲事業を行います。

## 施策③ ごみの適正処理の促進

- 一般廃棄物処理基本計画に基づいて、ごみの適正処理を推進します。
- ごみや資源の分別方法や回収方法を周知するとともに、ごみ処理施設及び収集委託業者などと連携を図ります。
- 災害廃棄物<sup>51</sup>の処理に適切かつ迅速に対応するため、災害廃棄物処理計画を策定し、平常時から関係機関と連携して、被災時における廃棄物処理体制を構築します。

### ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不法投棄防止のための情報提供に積極的に協力する。</li> <li>・ 所有地に不法投棄されないよう、しっかり管理する。</li> <li>・ 屋外で生じた空缶、空きびん、ペットボトル、たばこの吸殻などのごみは必ず持ち帰り、適正に分別・処理する。</li> <li>・ ペットボトルを洗うなど、適切なおごみのリサイクル・処分に配慮する。</li> <li>・ 自宅でごみを焼却しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有地に不法投棄されないよう、しっかり管理する。</li> <li>・ 廃棄物を処理する場合は、自らの責任において適正に処理をする。</li> <li>・ 市の方針を理解し、適正な処理ルート of 把握に努める。</li> <li>・ 事業所でごみを焼却しない。</li> </ul>

### 3) 環境指標

指標	現状	目標
1人1日あたりのごみ排出量	769.8g/人・日 (令和元年度(2019年度))	746g/人・日 (令和12年度(2030年度))
リサイクル率	21.0% (令和元年度(2019年度))	28% (令和12年度(2030年度))
最終処分量	802t/年 (令和元年度(2019年度))	725t/年 (令和12年度(2030年度))
不法投棄・野焼き件数	20件 (令和元年度(2019年度))	10件 (令和12年度(2030年度))



## 2-3 環境保全型の持続可能な農林水産業の推進

### 1) 現状と課題

#### ① 現状

- 近年の環境や健康への意識の高まり等の社会的な要請の変化により、環境保全型の農林水産業が推進されるようになってきています。
- 環境保全型農業を実践する農業者は、平成11年（1999年）に定められた「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、県で定める「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に適合する場合、エコファーマー<sup>10</sup>として認定を受けることができます。本市では令和元年度（2019年度）現在で16名がエコファーマーに認定されています。
- 本市の農地が持つ環境保全機能には、山麓部と平地部でそれぞれ特徴的な役割があります。山麓部は、自然度の高い里山環境であり、生物多様性の宝庫となっています。平地部は、整備された水田が広がり、夏には農地一面が緑に覆われ、冬にはオオハクチョウとコハクチョウが越冬時のエサ場としています。



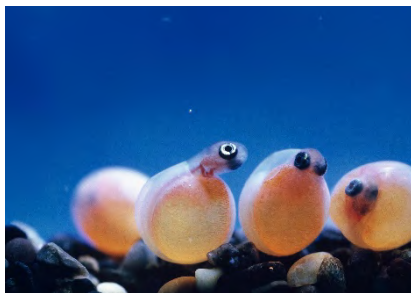
水田地帯



間伐

図 4-22 持続可能な農林水産業

- 一方で、作物の栽培に当たっては、化学肥料や化学合成農薬を使用することによる環境への影響やビニールハウス等のプラスチック系シートの野焼き、稲わら等の野焼きも含め、大気や水質への影響が問題となることがあります。
- 三面川では、毎年たくさんのサケが遡上します。ふ化放流事業や河口部での魚つき林<sup>53</sup>の保護、源流部でのサケの森づくり<sup>55</sup>等によりサケ資源の保護増殖が図られています。また、大切な川の恵みであるサケ一匹を頭から尾、内臓まで、何一つ捨てることなく使い切る郷土料理の食文化も育まれてきました。



サケ卵の孵化



サケの森づくり事業

出典：村上市 HP

図 4-23 本市でのサケの保護増殖に係る取組

## ② 課題

- 化学肥料の施肥や農薬の使用など農業による環境への負荷を削減する必要があります。
- 稲わらなど資源として利用できるものの資源化を推進するなど、環境保全型の農業を促進する必要があります。

## 2) 施策の展開

## 施策の方向性 2-3-1 環境に配慮した農林水産業の推進

自然環境に配慮した農林水産業の推進を図るため、環境への負荷を軽減する自然にやさしい農法の普及など環境保全型農林水産等の推進に努めます。

## ア) SDGs への貢献



## イ) 市の施策

## 施策① 環境に配慮した農業の推進

- 農業関係団体と協力し、農薬や化学肥料の使用を抑えた環境に配慮した農業の支援・指導を実施します。
- 食の安全・安心とこれにつながる農産物のブランド化を目指して、農産物の高付加価値化や地産地消の取り組みを推進します。
- 神林有機資源リサイクルセンター、朝日有機センターの利用促進などにより、適正な家畜糞尿処理及び資源循環型農業<sup>60</sup>を推進します。
- 省エネルギー型農業<sup>71</sup>を推進します。
- 環境との調和に配慮した農業農村整備事業を推進します。

## 施策② 環境に配慮した林業の推進

- 環境に配慮した林業の基盤整備事業を推進します。
- 公共建築物において地域材の利用の促進を図ります。
- 林業における六次産業化<sup>128</sup>について情報収集し、検討します。

施策③ 環境に配慮した水産業の推進

- 底生動物<sup>95</sup>や、アユやサケ等回帰性のある海洋生物の保護といった、環境に配慮した水産業の基盤整備事業を推進します。
- 水産物の地産地消の促進を図ります。
- 省エネルギー型漁業<sup>70</sup>を推進します。
- 漁業廃棄物の適正処理を推進します。

ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ より身近で生産された野菜や果物などを購入する。</li> <li>・ 森林保全のボランティア活動に参加する。</li> <li>・ 地元で獲れた水産物を購入する。</li> <li>・ 旬の農産物、水産物を購入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農薬や化学肥料の使用を減らす。</li> <li>・ 消費者に環境保全型農業をPRする。</li> <li>・ 家畜排泄物は、適正に管理し、堆肥化などに有効利用する。</li> <li>・ ソーラーシェアリング<sup>89</sup>の導入を検討する。</li> <li>・ より身近で生産された野菜や果物などを購入する。</li> <li>・ 地域材の利用に努める。</li> <li>・ 地元で獲れた水産物を購入する。</li> </ul>



村上第一中学校



鍛冶町区



片町区

図 4-24 堆肥化木枠の取組例



岩船港直売場



地域産材の木製玩具



塩引き鮭

図 4-25 地産地消の取組例

## 施策の方向性 2-3-2 持続可能な農林水産資源利用の推進

持続可能な農林水産業の展開を図るため、農業系資源の循環利用、持続可能な林業経営、持続可能な水産資源管理の推進に努めます。

### ア) SDGs への貢献



### イ) 市の施策

#### 施策① 農業系資源の循環利用の促進

- 農業用廃プラスチックのリサイクルの促進をします。
- 農業残渣、畜産残渣の堆肥化による循環利用を促進します。

#### 施策② 耕作放棄地の拡大防止・有効活用検討

- 耕作放棄地の拡大防止を目的とし、農家の担い手不足の解消と農業生産力の向上を視野に入れ、事業者等による農業への参入や農業法人の設立等を促進します。
- 耕作放棄地の解消を目的とし、担い手農家への農地集積や農業生産基盤の整備等を推進します。
- 耕作放棄地の再生を推進します。

#### 施策③ 持続可能な林業経営の推進

- 林業の後継者の育成・活動の推進を図ります。
- 伐採後の造林を推進します。
- 森林認証<sup>78</sup>の取得を推進します。
- 森林認証材の普及促進を図ります。

#### 施策④ 持続可能な水産資源管理の推進

- サケ・マス資源の安定確保と有効活用を図ります。
- 藻場や漁場の造成を図ります。
- 種苗放流技術の向上を図ります。
- 水産エコラベル<sup>11</sup>の普及・推進を図ります。

ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>地元産農林水産物の市内消費の拡大に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業用廃プラスチックのリサイクルなどを行い農業廃棄物の減量に努める。</li> <li>食品リサイクル・ループに参加する。</li> <li>地元の森林認証材を購入する。</li> <li>地元の水産エコラベル商品を購入する。</li> </ul>

3) 環境指標

指標	現状	目標
にいがたグリーン・ツーリズム <sup>35</sup> (農家民宿,直売所,農家レストラン) の登録件数	10件 (令和2年度(2020年度))	10件以上 (令和12年度(2030年度))
認定農業者 <sup>102</sup> 登録件数	423人 (令和元年度(2019年度))	450人 (令和12年度(2030年度))



名水の里おおごと直売所



茶摘み体験

図 4-26 グリーン・ツーリズムの取組

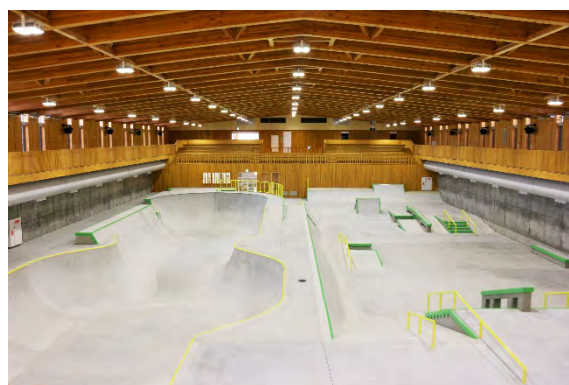


図 4-27 地域産材を使って建てられた村上市スケートパーク

## 基本目標3 地球規模の気候変動等を意識した環境対策の展開 (地球温暖化)

### 3-1 省エネルギーの推進

「村上市地球温暖化対策実行計画」

#### 1) 現状と課題

##### ① 現状

#### 市内のエネルギー消費量

- 市内における平成29年度（2017年度）のエネルギー消費量は6,488TJ<sup>142</sup>で、平成7年度（1995年度）の8,751TJをピークに減少傾向にあります。
- 平成29年度（2017年度）の1人あたりエネルギー量は105GJ<sup>136</sup>/年であり、全国平均の132GJ/年と比較すると少ない特徴があります。

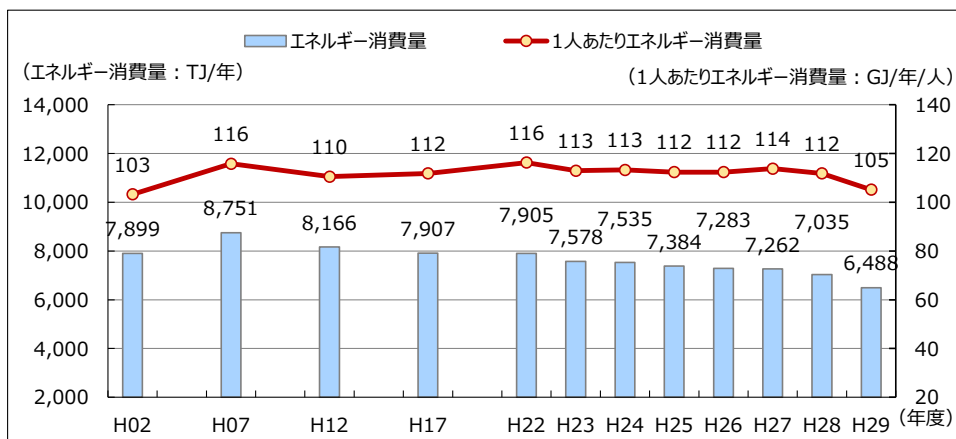


図 4-28 市内におけるエネルギー消費量の推移

- エネルギー消費量の部門別の内訳は、産業部門が45%で最も多く、次いで運輸部門が多い特徴があります。エネルギー種別の内訳は、燃料油が53%で最も多く、次いで電力が多い特徴があります。

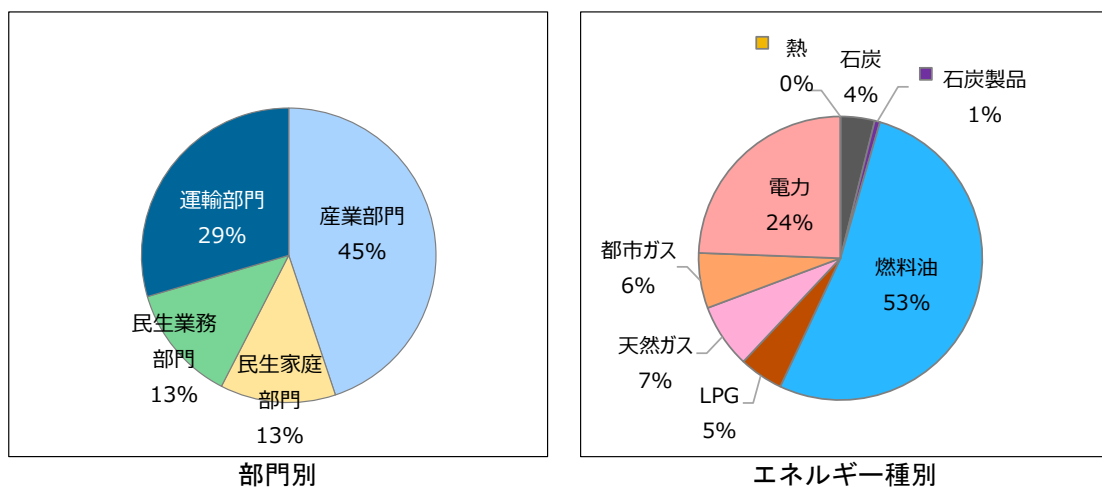


図 4-29 市内における平成29年度（2017年度）のエネルギー消費量内訳

市有施設等におけるエネルギー消費量

- 市有施設等における令和元年度（2019年度）のエネルギー消費量は142,892GJで、平成25年度（2013年度）の180,838GJよりも2割程度減少しています。

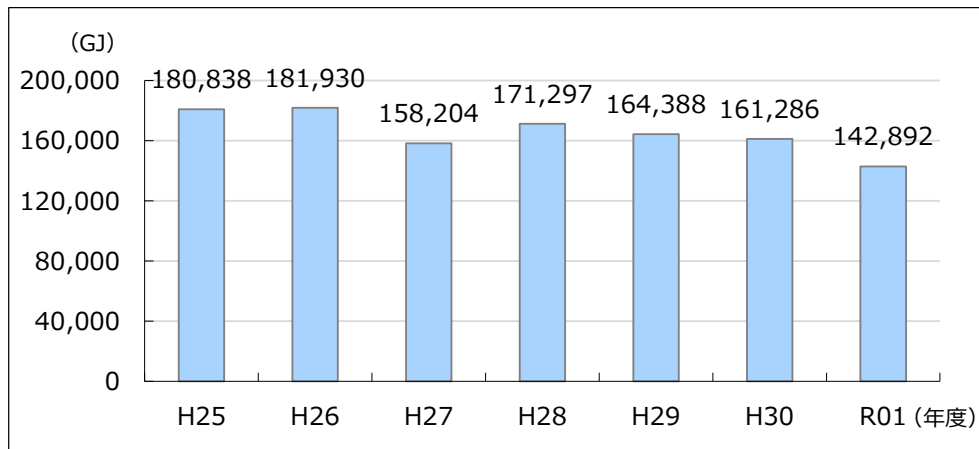


図 4-30 市有施設等におけるエネルギー消費量の推移

- エネルギー消費量の部門別の内訳は、施設が92%を占め、公用車は8%です。エネルギー種別の内訳は、電気が61%で最も多く、次いで灯油が多い特徴があります。

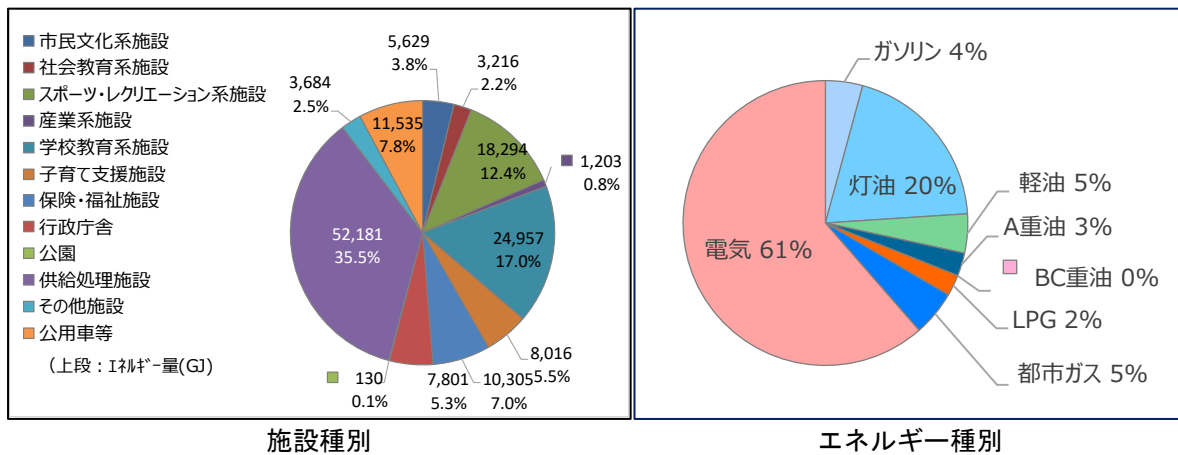


図 4-31 市有施設等における令和元年度（2019年度）のエネルギー消費量内訳

② 課題

- エネルギーの安定供給確保と地球温暖化防止のためには、更なる省エネルギーや創エネルギーなどの取組を推進する必要があります。
- 運輸部門のエネルギー消費量が比較的多いため、エコカーやエコドライブの普及促進のほか、環境への負荷の少ない公共交通の充実が重要です。
- 市有施設等においては、特に電気と灯油を使う設備機器の省エネ化等の取組が重要です。

2) 施策の展開

施策の方向性 3-1-1 省エネルギー活動の推進

市民・事業者等がそれぞれ省エネ行動を実践し、省エネルギー型ライフ・ワークスタイルへの転換を図ります。

ア) SDGs への貢献



イ) 市の施策

施策① 省エネルギー活動の普及促進

- 家庭での省エネ活動を推進します。
- 省エネルギー診断<sup>72</sup>など事業者の省エネ活動につながる情報を提供し、市内の省エネルギーの促進に努めます。

施策② エコドライブの普及促進

- アイドリングストップをはじめとするエコドライブの啓発活動を行います。

ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エアコンの使用時の室温は、夏 28℃、冬 20℃など日常的な省エネ行動を行う。</li> <li>・ 車を利用する場合には、エコドライブを実践する。</li> <li>・ 打ち水や緑のカーテン<sup>121</sup>等を取り入れ、暑さを和らげる工夫をする。</li> <li>・ 「家庭エコ診断<sup>5</sup>」を活用する。</li> <li>・ 「COOLCHOICE<sup>132</sup>」を実践する。</li> <li>・ 「環境家計簿<sup>26</sup>」を活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クールビズやウォームビズ<sup>36</sup>など日常業務における省エネ行動を実施する。</li> <li>・ 車を利用する場合には、エコドライブを実践する。</li> <li>・ 自らの配送から共同配送や運送会社の活用などに切り替え、輸送の効率化を図る。</li> <li>・ 建築物を建築・改築の際に省エネ化する。</li> <li>・ 「COOLCHOICE」を実践する。</li> <li>・ スマートメーターの設置(エネルギー使用量の見える化)を推進する。</li> </ul>



### 施策の方向性 3-1-2 省エネルギー機器の普及

市民・事業者等がそれぞれ計画的に省エネルギー機器を導入し、エネルギー効率の良い建築物など、施設・設備の環境性能の向上を図ります。

#### ア) SDGs への貢献



#### イ) 市の施策

##### 施策① 省エネルギー関連設備の導入支援

- 省エネルギー機器に関する情報を提供します。
- ZEH・ZEB<sup>143</sup>など高度な省エネ住宅・事業所に関する情報を提供します。

##### 施策② 次世代自動車の利用環境の整備促進

- 次世代自動車に関する情報を提供します。
- EV 充電設備の誘致を図ります。

#### ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高効率給湯器へ買い替える。</li> <li>・ 採光、通風、断熱などに配慮した住宅を建築、選択する。</li> <li>・ 買替え時など購入が必要な際は、次世代自動車を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備更新の際に、省エネルギータイプの空調機、給湯設備、ボイラー等を導入する。</li> <li>・ 建築物を建築・改築の際に省エネ化する。</li> <li>・ 買替え時など購入が必要な際は、次世代自動車を検討する。</li> </ul>

#### コラム

### COOL CHOICE とは

2015年に「パリ協定」が採択されたことを踏まえ、我が国は、2030年度に温室効果ガスの排出を2013年度比で26%削減する目標を掲げています。この目標達成のためには、家庭・業務部門においては約4割という大幅削減が必要であり、政府は、脱炭素社会づくりに貢献する「製品の買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進しています。

製品の買換え (例)	サービスの利用 (例)	ライフスタイルの選択 (例)
LED 照明、エアコン、冷蔵庫、高効率給湯器、節水型トイレなどの省エネ製品、エコカー、エコ住宅、断熱リフォーム	公共交通の利用、カーシェアリング、バイク(自転車)シェアリング、宅配便再配達防止、再生可能エネルギーの利用	クールビズ、ウォームビズ、クールシェア、ウォームシェア、エコドライブ、自転車の利用

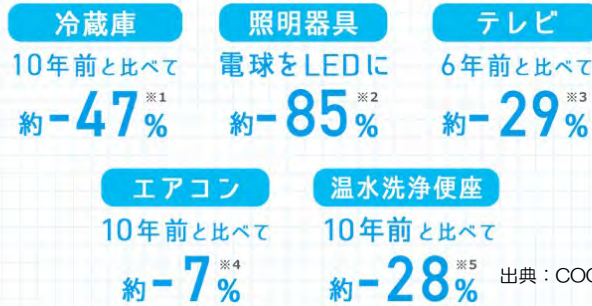
コラム

省エネルギー機器に買い替えよう！

省エネルギー機器とは、使用するエネルギーが少なくてすむ機器のことです。地球にもお財布にも優しい、省エネルギー機器に買い替えませんか？家電の省エネ化は毎年進んでいますので、もったいないからと古い家電を使い続けるよりも、新しい家電に買い替えたほうが、省エネ効果が高くなります。

省エネ家電に買換えると、大きな省エネ！  
電気代も節約できる！

最新型への買換えによる省エネ効果



出典：COOL CHOICE HP（環境省）

※1 定格内容積 401～450L の 10 年前の冷蔵庫と最新冷蔵庫の比較  
 ※2 ほぼ同じ明るさの一般電球と電球形 LED ランプとの比較  
 ※3 平成 22 年（2010 年）の 32V 型液晶テレビと平成 28 年（2016 年）の 32V 型液晶テレビの比較  
 ※4 平成 18 年（2006 年）型エアコンと平成 28 年（2016 年）型エアコンの比較  
 ※5 平成 18 年（2006 年）の製品と平成 28 年（2016 年）の製品の年間消費電力量の比較（瞬間式で節電機能を使用した場合）

コラム

EV（電気自動車）充電設備の種類

電気自動車用の充電設備であり、普通充電と短時間で充電可能な急速充電があります。普通充電設備は 100V コンセント、200V コンセント、ポール型普通充電器（200V）に大別できます。急速充電のうち、コネクタの規格、充電、通信方法などを定めた急速充電規格のことを CHAdeMO（チャデモ）規格といい、世界 30 カ国で用いられています（2013 年時点）。

充電設備の種類	普通充電			急速充電
	コンセント	ポール型		
	100V	200V	200V	
想定される充電場所	住宅や事務所や宿泊施設など 長時間駐車する場所			道の駅やコンビニ、高速道路の SA など、短時間での充電が求められる場所
充電時間 160km (航続距離) 80km	約 14 時間	約 7 時間		約 30 分
	約 8 時間	約 4 時間		約 15 分
充電設備本体価格例	数千円		数十万円	百万円以上

※ 普通充電でも、出力電圧の違いやケーブルの有無等によって充電時間や設置費用も異なります

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

### 施策の方向性 3-1-3 市有施設等での省エネ化推進

計画的に省エネルギー機器を導入し、エネルギー効率の良い建築物など、施設・設備の環境性能の向上を図ります。

#### ア) SDGsへの貢献



#### イ) 市の施策

##### 施策① 市有施設等の省エネ化検討

- 環境への負荷の少ない公共施設の整備を推進します。
- 公共施設への省エネルギー改修を推進します。

##### 施策② 次世代自動車の導入

- 公用車について次世代自動車の導入を推進します。
- 市民が集まるイベント等での次世代自動車の展示や体験乗車をします。

#### ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 省エネ化の進んだ市有施設等を利用します。	・ 省エネ化の進んだ市有施設等を利用します。

### 3) 環境指標

指標	現状	目標
市民1人あたりエネルギー使用量	105GJ/人 (平成29年度(2017年度))	105 GJ/人 (令和12年度(2030年度))

※国の地球温暖化対策計画の対策効果等に基づく試算では、令和12年度(2030年度)の全国平均のエネルギー使用量は112GJ/人となっているが、当市の目標はそれよりも低い105GJ/人(現状維持)とした。

3-2 再生可能エネルギー等の利用促進

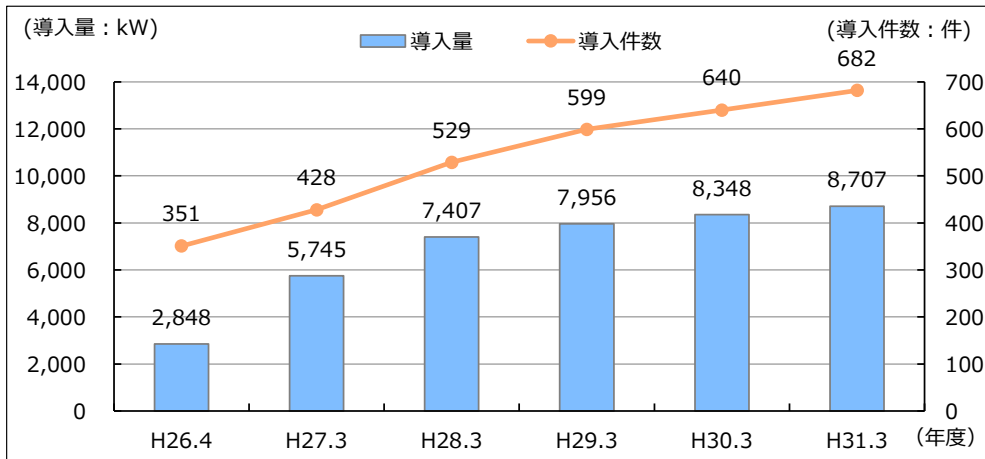
「村上市地球温暖化対策実行計画」  
「村上市新エネルギー推進ビジョン」

1) 現状と課題

① 現状

再生可能エネルギー導入量

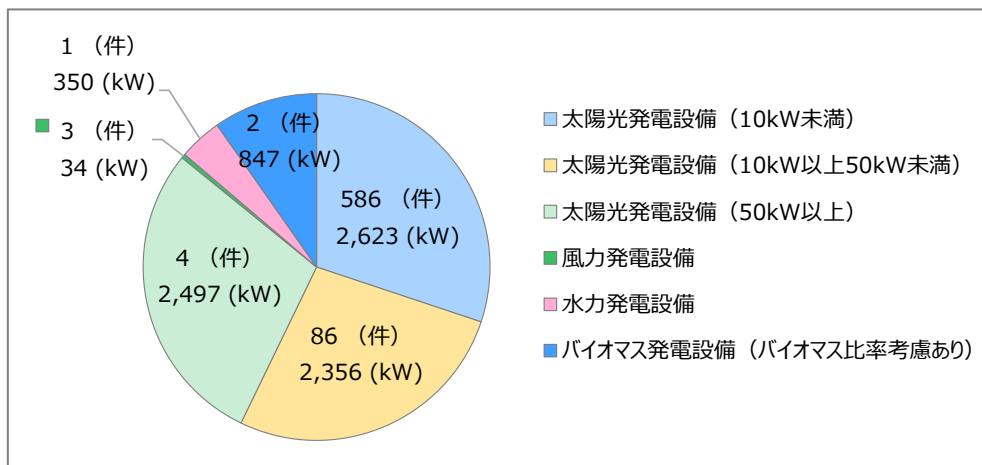
- 市内の FIT 認定の再生可能エネルギーは、平成 26 年（2014 年）4 月の約 2,800kW（導入件数 351 件）から、平成 31 年（2019 年）3 月には約 8,707kW（導入件数 682 件）まで増加しています。



出典：再生可能エネルギー電子申請 事業計画認定情報 公表用ウェブサイト（資源エネルギー庁）より作成

図 4-32 FIT 認定再生可能エネルギーの導入量と導入件数の推移

- 令和 2 年（2020 年）3 月時点の FIT 導入量は太陽光発電が最も多く、10kW 未満の設備で約 2,600kW（全導入量の 30%）、10kW 以上の設備で約 4,900kW（全導入量の 56%）が導入されています。



出典：再生可能エネルギー電子申請 事業計画認定情報 公表用ウェブサイト（資源エネルギー庁）より作成

図 4-33 導入設備容量（移行認定分含む）（平成 31 年（2019 年）3 月末時点）

- FIT 以外では、三面発電所(30,000kW)、猿田発電所(21,800kW)、奥三面発電所(34,500kW)の3つの大規模水力発電所があります。
- 国では、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づく、洋上風力発電導入のための促進区域の指定が全国的に進められていますが、本市及び胎内市沖も一定の準備段階に進んでいる区域に選定されています。

## ② 課題

- FIT 期間終了後の太陽光発電は、FIT 価格よりも安い価格で売電するか、自家消費するか、廃止するかいずれかの対応をすることになります。このいわゆる卒 FIT 電源をどのように扱うのかといった方向性を、市から市民・事業者等に明確に示すことが必要です。
- 特定のエネルギー源に偏らないように、太陽光発電以外の再生可能エネルギーの導入推進が必要です。

## 2) 施策の展開

### 施策の方向性 3-2-1 再生可能エネルギーの理解促進

家庭や事業所における太陽光発電や太陽熱などの再生可能エネルギーの導入を促進するために、再生可能エネルギーの理解促進を積極的に図ります。

#### ア) SDGs への貢献



#### イ) 市の施策

##### 施策① 再生可能エネルギーに関する情報の収集・提供

- 再生可能エネルギーに関する情報を提供します。
- 災害時利用を見すえた再生可能エネルギーの調査・検討を行います。

##### 施策② 再生可能エネルギーの拠点化に関する理解促進

- 市民・事業者に対して再生可能エネルギーの普及啓発を行います。
- 洋上風力発電など近年世界的に拡大が進んでいる再生可能エネルギーの最新動向について、市民・事業者へ情報を発信します。

ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーの利活用に関する啓発活動や情報提供を活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーの利活用に関する啓発活動や情報提供を活用する。</li> </ul>

施策の方向性 3-2-2 再生可能エネルギー機器の普及

家庭や事業所における太陽光発電や太陽熱などの再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、公共施設への導入を積極的に図ります。

ア) SDGs への貢献



イ) 市の施策

施策① 再生可能エネルギー関連設備の導入支援

- 家庭・事業者に対して再生可能エネルギー導入に係る相談窓口を設けます。
- 家庭・事業者に対して再生可能エネルギー導入助成をPRします。

施策② 地域資源を活用したバイオマス発電事業の可能性検討

- 豊富な森林資源を活かすため、民間企業との協働を含めたバイオマス事業の導入可能性の調査、検討を行います。

ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭の状況に応じて太陽光発電設備や太陽熱温水器などを設置する。</li> <li>市の補助制度などを活用して家庭における再生可能エネルギー導入を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の形態や事業所の状況に応じて、太陽光発電、太陽熱利用など、再生可能エネルギーの導入を図る。</li> <li>市街地開発事業や新築住宅などの建築に際して太陽光発電導入促進や、未利用エネルギーの利用促進などを図る。</li> </ul>

施策の方向性 3-2-3 市有施設等での率先取組

ア) SDGsへの貢献



イ) 市の施策

施策① 市有施設等への自立・分散型エネルギー設備の導入検討

- 公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を推進します。

施策② 市有施設等での再エネ電力の率先購入

- 公共施設での再生可能エネルギー電力の率先購入を推進します。

ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
再生可能エネルギー設備や再生可能エネルギー電力を取り入れている市有施設等を利用する。	再生可能エネルギー設備や再生可能エネルギー電力を取り入れている市有施設等を利用する。

3) 環境指標

指標	現状	目標
市内における再生可能エネルギー発電設備の発電出力	95 MW (令和元年度(2019年度))	130MW (令和12年度(2030年度))



し尿処理施設での屋根貸し

(施設の屋根を発電事業者に貸与して太陽光発電システムを設置しています)



山辺里小学校での自家消費型発電

図 4-34 市有施設での太陽光発電

3-3 温室効果ガス排出量の削減

「村上市地球温暖化対策実行計画」

1) 現状と課題

① 現状

市内の温室効果ガス排出量

- 市内における温室効果ガス排出量は、平成29年度（2017年度）は577千t-CO<sub>2</sub>であり、平成25年度（2013年度）の659千t-CO<sub>2</sub>と比較すると約12%減少しています。（市内の温室効果ガスの算定方法は第7章資料編7.4（4）に記載しています。）

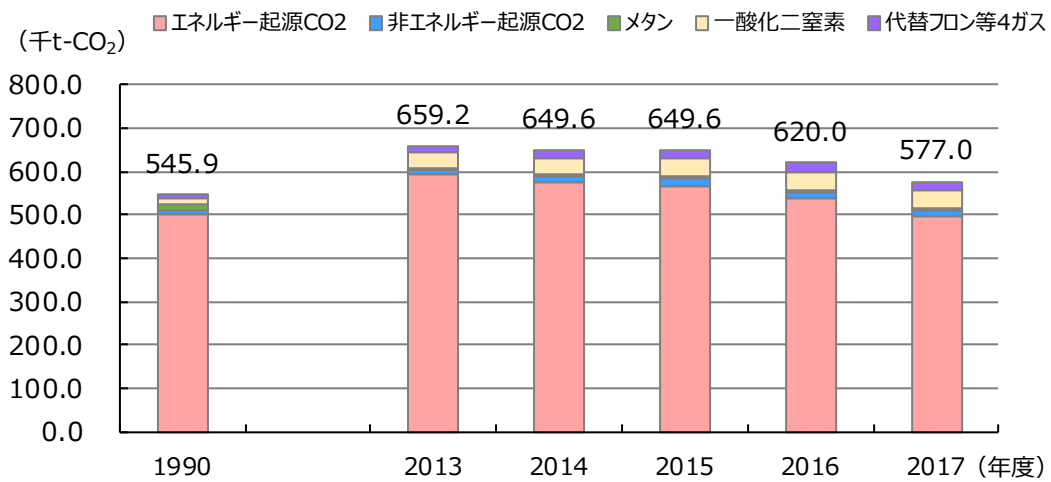
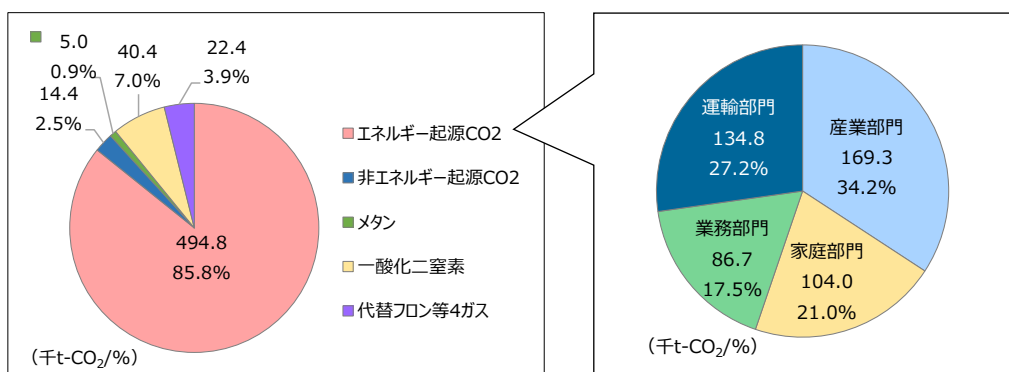


図 4-35 市内における温室効果ガス排出量の推移

- 平成29年度（2017年度）の温室効果ガス排出量の内訳は、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の占める割合が最も多く全体の86%を占めています。
- エネルギー起源CO<sub>2</sub>の部門別内訳では、産業部門の占める割合が最も多く全体の34%を占めています。次いで多いのが運輸部門、家庭部門、業務部門の順となっています。



エネルギー起源CO<sub>2</sub>の部門別内訳

図 4-36 市内における平成29年度（2017年度）の温室効果ガス排出量内訳

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章



市有施設等における温室効果ガス排出量

- 市有施設等における温室効果ガス排出量は、令和元年度（2019年度）は26,170t-CO<sub>2</sub>であり、平成25年度（2013年度）の31,949t-CO<sub>2</sub>と比較すると約18%減少しています。（市有施設等における温室効果ガスの算定方法は第7章資料編7.4（4）に記載しています。）

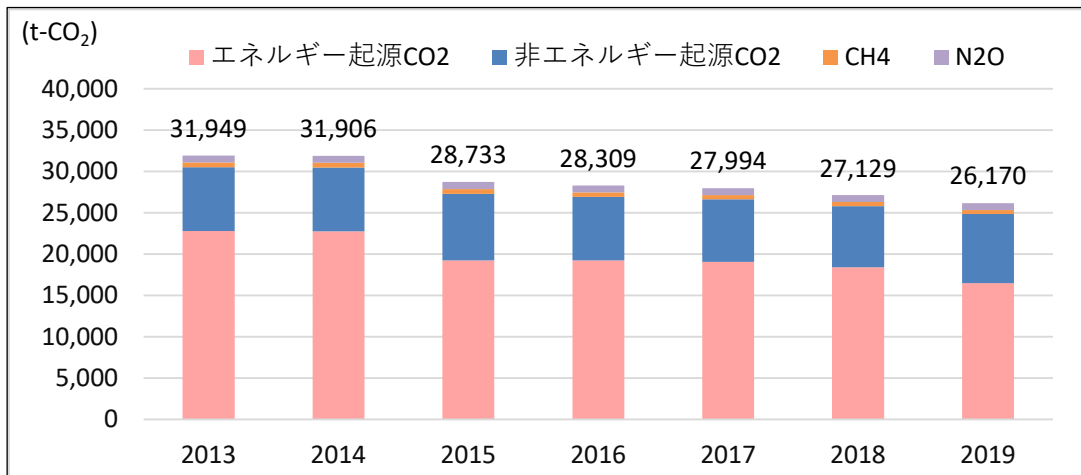
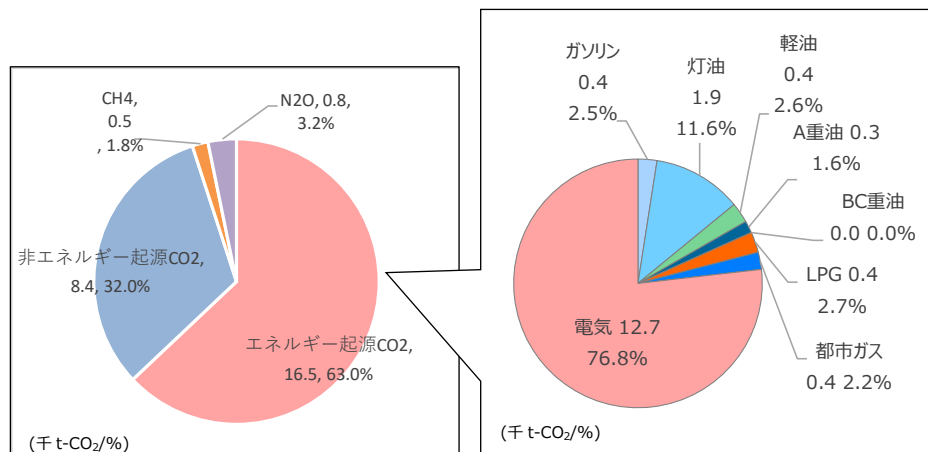


図 4-37 市有施設等における温室効果ガス排出量の推移

- 令和元年度（2019年度）の温室効果ガス排出量の内訳は、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の占める割合が最も多く全体の 63%を占め、次いで非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> が多くなっています。
- エネルギー起源 CO<sub>2</sub> のエネルギー種別内訳では、電気の占める割合が最も多く全体の 77%を占めています。次いで多いのが灯油の 12%となっています。
- 非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> は、一般廃棄物中に含まれるプラスチック類の焼却によって発生するものです。



エネルギー起源 CO<sub>2</sub> のエネルギー種別内訳

図 4-38 市有施設等における令和元年度（2019年度）の温室効果ガス排出量の種別内訳

- エネルギー起源 CO<sub>2</sub> は、施設が 95%を占め、公用車は 5%です。施設類型別内訳では、供給処理施設の占める割合が最も多く全体の 45.0%を占めています（廃棄物処理施設や上下

水道処理施設でのポンプ等に用いられる電気が主です。次いで多いのが学校教育系施設、スポーツレクリエーション系施設の順となっています。

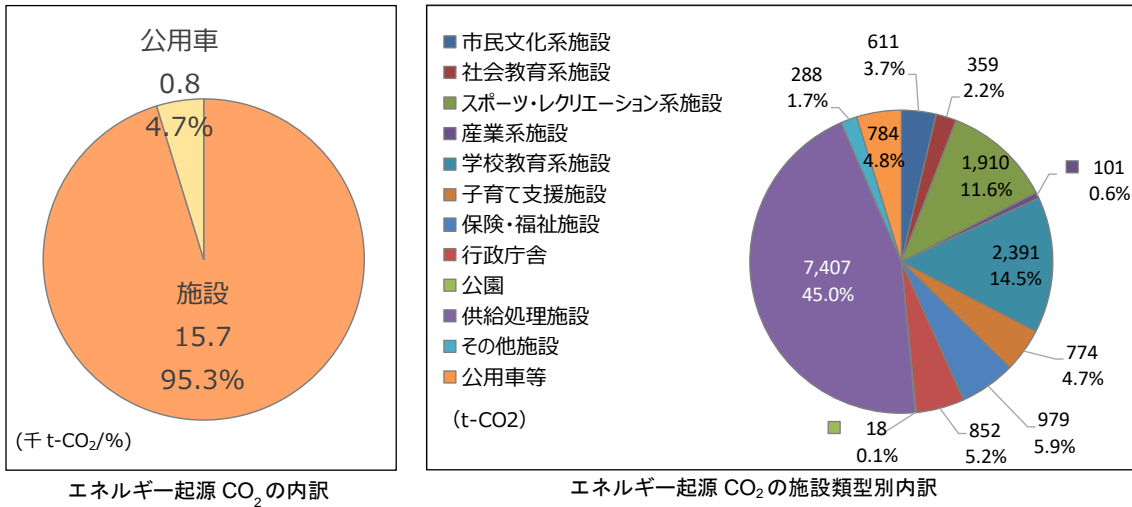


図 4-39 市有施設等における令和元年度（2019 年度）の温室効果ガス排出量の類型別内訳

② 課題

- 温室効果ガスの排出量を抑制するため、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入などの取組をはじめとした地球温暖化対策を推進する必要があります。
- 運輸部門の温室効果ガス排出量が比較的多いため、環境への負荷の少ない公共交通の充実や自転車利用の促進が重要です。
- 業務部門では旅館・ホテルの占める割合が比較的多いため、節水など省資源活動の取組推進も重要です。
- 市有施設等においては、エネルギー起源 CO<sub>2</sub>の大部分を占める電気の使用量を減らす省エネ化の推進だけでなく、電気の低炭素化などの取組も重要です。

コラム

カーボン・オフセット

市民や事業者が温室効果ガスの排出量を削減する努力をしても、どうしても削減困難な部分があります。その排出量を別の場所の排出削減・吸収量（クレジット）を購入することにより埋め合わせる（オフセットする）仕組みをカーボン・オフセットといいます。

J-クレジット制度

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

新潟県版 J-クレジット制度

新潟県版 J-クレジット制度は、県内の森林経営プロジェクトによる CO<sub>2</sub> 吸収量や木質バイオマス固形燃料を活用したプロジェクトの CO<sub>2</sub> 削減量を認証し、クレジット（新潟県版 J-クレジット）を発行する制度です。トキをはじめとした生態系の保全、新潟の特産品であるお米や農作物を作るための銘水の保全、美しい景観を後世に残す、災害から地域を守ることに寄与するという特徴があります。

2) 施策の展開

**施策の方向性 3-3-1 温室効果ガス排出量の削減**

温室効果ガス排出量の削減に向けて、身近に実行できる省エネルギー活動のほかに、省資源や温室効果ガス排出の少ない活動などの推進を図っていきます。また、本市に特徴的な森林の適切な整備により、二酸化炭素吸収源対策の効果が期待されます。

ア) SDGsへの貢献



イ) 市の施策

**施策① 温室効果ガス排出量の削減対策の推進**

- 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの利用促進などにより、市全体及び行政の事業により発生する温室効果ガスの排出量削減を推進します。
- 市街地間の移動に関しては、公共交通機関の優先的な利用を促進します。
- 公用車の導入・更新にあたっては、次世代自動車等の温室効果ガス排出量の少ない車種を選定します。
- 行政事業の物資調達にあたっては、温室効果ガス排出の少ない製品の購入を進めます。

**施策② 二酸化炭素吸収源対策の推進**

- 森林の持つ二酸化炭素吸収源機能の周知を図るとともに、適正な森林整備を推進します。
- カーボン・オフセット事業の導入に関して検討を行います。
- 新潟県版 J-クレジット制度の普及啓発を行います。

ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭エコ診断や環境家計簿などを活用し、低炭素な生活スタイルを実践する。</li> <li>・ デマンドタクシー<sup>97</sup>やバスなどの公共交通や、自転車を活用する。</li> <li>・ レンタカーやカーシェアを活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネ・省資源活動を実践する。</li> <li>・ バスなどの公共交通や、自転車を活用する。</li> <li>・ 包装材、容器等のバイオマスプラスチック素材への転換を検討する。</li> </ul>

### 施策の方向性 3-3-2 低炭素まちづくりの推進

低炭素な社会の実現に向けては、市民活動や事業活動のスマート化や、地域でのエネルギー消費を効率的にする仕組みを、まちづくりと合わせて一体的に進めていくことが重要です。そのため、公共交通の利用促進を図り、効率的なエネルギーシステムの導入の検討等を進めることで、環境負荷の少ない低炭素なまちづくりを推進します。

#### ア) SDGs への貢献



#### イ) 市の施策

##### 施策① 人と環境にやさしい交通ネットワークの構築

- 地域公共交通計画にて持続可能な公共交通をめざし、利用者のニーズに応じた効率的な運行を実施します。

##### 施策② 市内のエネルギーシステムの効率化の推進

- 国内のエネルギー面的利用<sup>14</sup>の事例の情報収集・整理を行います。
- EV充電インフラの整備を進めます。
- 次世代燃料供給インフラ<sup>64</sup>の情報収集・整理を行います。

#### ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ のりあいタクシー<sup>105</sup>やバスなどの公共交通や、自転車を活用する。</li> <li>・ まちづくりに参画する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バスなどの公共交通や、自転車を活用する。</li> <li>・ まちづくりに参画する。</li> </ul>

#### 3) 環境指標

指標	現状	目標
市内の温室効果ガス排出量	577 千 t-CO <sub>2</sub> (平成 29 年度 (2017 年度))	477 千 t-CO <sub>2</sub> (令和 12 年度 (2030 年度) に平成 25 年度 (2013 年度) 比で 27.7%減)
市有施設等の温室効果ガス排出量	26.1 千 t-CO <sub>2</sub> (令和元年度 (2019 年度))	22.3 千 t-CO <sub>2</sub> (令和 12 年度 (2030 年度) に平成 25 年度 (2013 年度) 比で 30.0%減)

3-4 気候変動の影響への適応

「村上市地球温暖化対策実行計画」

1) 現状と課題

① 現状

これまでの気候変動

- 新潟の年平均気温は、100年あたりで1.4℃の割合で上昇しています(図4-40)。
- 新潟気象観測所の観測結果によれば、新潟市の真夏日の日数は年次変動があるものの、猛暑日や熱帯夜の日数は長期的には増加傾向にあります。
- 平成25年(2013年)のIPCC<sup>137</sup>の第5次報告書によれば、「温暖化には疑う余地がない。20世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、人間の影響の可能性が極めて高い。」と評価されました。

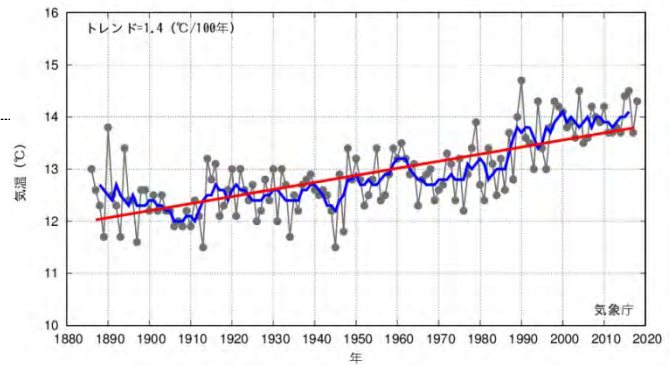
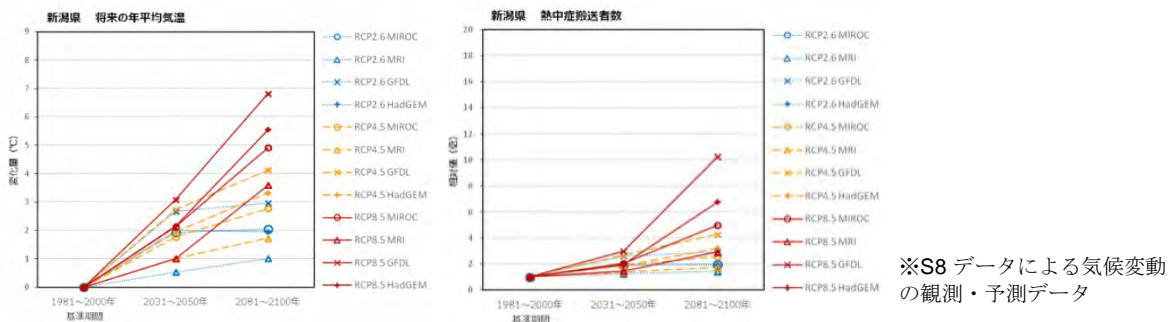


図4-40 新潟気象観測所における年平均気温の経年変化

これから予測されている気候変動

- 気候変動適応情報プラットフォームの気候変動の観測・予測データ(S8データ140)で示されている4つのRCPシナリオ<sup>139</sup>では、令和13年(2031年)～令和32年(2050年)の期間の新潟県の平均気温が、昭和56年(1981年)～平成12年(2000年)の期間と比較して、温室効果ガス排出を最も抑えたシナリオ(RCP2.6)でも0.541℃、非常に高い温室効果ガス排出量となるシナリオ(RCP8.5)では3.09℃上昇すると予測されています。
- 上記の予測によれば、新潟県における将来の熱中症搬送者数は、令和13年(2031年)～令和32年(2050年)の期間において、昭和56年(1981年)～平成12年(2000年)の期間と比較して、1.25倍～2.97倍に増加すると予測されています。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム HP

図4-41 新潟県における年平均気温(変化量)と熱中症搬送者数(相対値)の将来予測

- 新潟県気候変動適応に関する研究会の資料によれば、新潟県における将来の降雨・降雪は、全体的には減少するが、たまに起こる極端な降雨・降雪が増大する可能性があるとして予測されています。

② 課題

- 近年、気温が顕著に上昇しており、猛暑日や熱帯夜の増加、局地的大雨の増加、熱中症等、その影響が顕在化しつつあります。

- 地球温暖化対策に加え、気候変動によって生じる様々な自然環境や私たちの生活への被害などを軽減する対策（適応策）にも取り組むことが必要とされています。

## 2) 施策の展開

### 施策の方向性 3-4-1 気候変動による影響の理解促進

気温の上昇や極端な気象の増加など気候変動の影響についての情報を収集するとともに、市民・事業者等にも対策の必要性をわかりやすく啓発します。

#### ア) SDGsへの貢献



#### イ) 市の施策

##### 施策① 気候変動に関する情報の収集・提供

- 気候変動による影響について、地球温暖化対策に関する各種イベント等を通して、普及啓発や情報発信を行います。

#### ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地球温暖化や極端な気候の増加が生活に与える影響を理解・共有し、一人ひとりができる対応策を考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地球温暖化や極端な気候の増加が事業に与える影響を理解・共有し、事業者としての対応策を考える。</li> </ul>

### コラム

#### 温室効果ガスの種類

地球温暖化対策実行計画で把握する温室効果ガスの種類は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）で定められている7種類があります。

種類		排出源	地球温暖化係数※
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源	燃料の使用、電気の使用、熱の使用	1
	非エネルギー起源	セメントの生産、廃棄物の焼却処分等	
メタン (CH <sub>4</sub> )		農業（家畜排泄物、土壌）、自動車の走行、廃棄物の焼却 等	25
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)		農業（家畜排泄物、土壌）、自動車の走行、廃棄物の焼却 等	298
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		エアコンや冷蔵庫などの冷媒	1430 など
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		アルミニウムの製造、半導体素子等の製造 等	7390 など
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )		電気機械器具の製造、半導体素子等の製造 等	22,800
三フッ化窒素 (NF <sub>3</sub> )		半導体素子等の製造 等	17,200

※地球温暖化係数とは、温室効果ガスそれぞれの温室効果の程度を示す値です。

コラム

温室効果ガス排出量の削減だけでなく、  
避けられない影響に備える必要があります

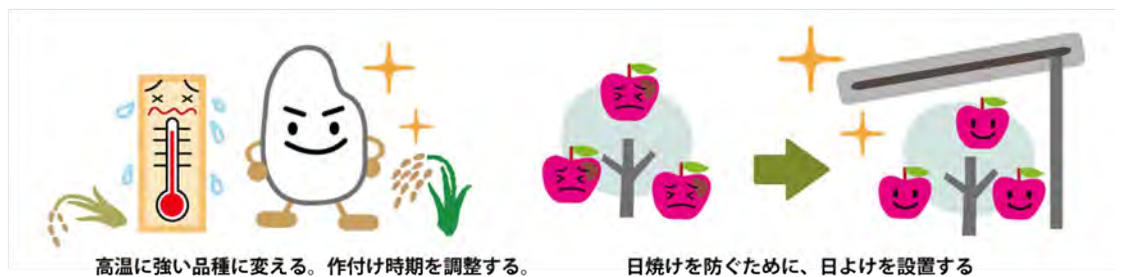
これまで広く知られてきた「緩和策」と呼ばれる、温室効果ガスの排出量を減らす努力などに加えて、これからの時代は、既に起こりつつある気候変動の影響への「適応策」を施していくことが重要になってくるといわれています。

平成30年（2018年）6月に「気候変動適応法」が公布され、適応策が初めて法的に位置づけられることとなり、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための枠組みが整備されました。

また、この法律に基づき、平成30年（2018年）11月に「気候変動適応計画」が閣議決定され、「農業・森林・林業、水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」のあらゆる分野における施策等が示され、推進されています。

村上市においても、農業の基盤となっている稲作（米の生育）への影響、短時間の豪雨による河川の氾濫、猛暑等による熱中症患者数の増加、ヒトスジシマカなどを媒介とするデング熱等のさまざまな影響が懸念されます。

これらの影響に対して、例えば、洪水ハザードマップ等をあらかじめ確認すること、こまめな水分補給等により熱中症予防をすること、虫よけスプレーなどで虫刺されに気をつけること等の日頃から意識した身近な行動も重要となります。



こまめに水分補給したり、エアコンを適切に使い熱中症予防をする。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム HP

### 施策の方向性 3-4-2 気候変動による影響への対応

気候の変化は、すでにさまざまな影響を及ぼし始め、今後はますます顕著になることが想定されます。健康や防災などの気候変動による影響に対しての適応に取り組みます。

#### ア) SDGs への貢献



#### イ) 市の施策

##### 施策① 熱中症対策の推進

- 熱中症予防に関する情報をリーフレットや市ホームページ、市報等各種媒体により広く周知し、熱中症にかかりやすい高齢者をはじめとした市民への普及啓発や注意喚起を行います。
- 熱中症が起こりやすいと思われる日には防災無線で市民に注意喚起を行います。

##### 施策② 農作物の高温障害対策の推進

- イネや茶などの農作物の高温障害の予防啓発や発生動向の把握に努めます。

#### ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市で作成しているハザードマップを参考に、災害時の避難などについてあらかじめ考える。</li> <li>・ 豪雨に備え、排水溝などを日頃から清掃する。</li> <li>・ 適切に冷房を利用し、熱中症を予防する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市で作成しているハザードマップを参考に、災害時の避難などについてあらかじめ考えておく。</li> </ul>

### 3) 環境指標

指標	現状	目標
熱中症搬送者発生件数	91 件 (令和元年度(2019年度))	50 件 (令和12年度(2030年度))



### 3-5 その他の地球環境対策

#### 1) 現状と課題

##### ① 現状

#### オゾン層<sup>15)</sup>

- 全世界的に特定フロン<sup>99)</sup>の使用が禁止されたため、オゾン層の破壊が停止した兆候が見られます。しかし、元の姿に回復するまでには、まだ半世紀を要すると予測されています。
- また、特定フロンの代わりに使用されている代替フロン<sup>91)</sup>は、オゾン層破壊効果は低いものの、強力な温室効果を有するため、特定フロンと同様の確実な回収が必要です。

#### 酸性雨

- 新潟県の5年平均値はpH4.66で、全国その他地域より若干酸性が強い傾向が見られます。(県の酸性雨モニタリング結果を第7章資料編7.4 (3)に記載しています。)

#### 海洋ごみ

- 本市の沿岸部では、対馬海流により運ばれたごみが海岸線のいたるところで打ち上げられています。
- 漂着するごみは、海外からの漂流物に混じり、その半数以上が日本国内から漂流したものと推測されています。

表 4-1 海岸漂着物の堆積量調査結果 (平成23年(2011年))

海岸名	調査期間	回収量 (t)	調査距離 (m)	1ヶ月・1kmあたり回収量(t/km・月)
荒井浜海岸 (胎内市)	平成23年(2011年)11月27日 - 平成24年(2012年)3月10日	1,444	200	2.1
浦浜海岸 (新潟市)	平成23年(2011年)11月22日 - 平成24年(2012年)1月16日	0.493	20	13.4
野積海岸 (長岡市)	平成23年(2011年)11月29日 - 平成24年(2012年)1月17日	0.12	10	7.3
井鼻・久田海岸 (出雲崎町)	平成23年(2011年)11月28日 - 平成24年(2012年)1月18日	0.505	50	5.9
直江津港西海岸 (上越市)	平成23年(2011年)11月29日 - 平成24年(2012年)1月19日	1.494	100	8.8
素浜海岸 (佐渡市)	平成23年(2011年)12月6日 - 平成24年(2012年)3月11日	0.124	200	0.2

出典：新潟県海岸漂着物対策推進地域計画

##### ② 課題

- オゾン層破壊物質である特定フロンや、温室効果ガスである代替フロンが大気中に排出されないように家電リサイクル法等に基づいて、フロン類(特定フロン・代替フロン)を確実に回収する必要があります。
- 酸性雨の発生状況について監視を継続するとともに、被害が顕在化した場合に迅速な対応を行えるよう酸性雨に関する情報の収集に努める必要があります。
- 本市内からの漂着ごみの発生を抑止するとともに、ごみの海洋投棄防止に向けた呼びかける必要があります。
- 海洋プラスチックの発生を抑制するために、ごみの海洋投棄防止やプラスチック製品の削減に向けた呼びかける必要があります。

2) 施策の展開

施策の方向性 3-5-1 オゾン層の保護

オゾン層の破壊と地球温暖化の原因となるフロン類<sup>116</sup>の排出抑制を一層強化するため、フロン類の回収を促進するための啓発を実施します。

ア) SDGsへの貢献



イ) 市の施策

施策① 法に基づくフロン類回収の啓発

- 家電リサイクル法、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）に基づくフロン類の回収を促進するための啓発を実施します。
- オゾンホールに関する最新情報を収集・開示することにより、市民の意識啓発に努めます。

ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭におけるエアコンや冷蔵庫などに含まれるフロン類の回収に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所におけるエアコンや冷蔵庫などに含まれるフロン類の回収に協力する。</li> </ul>

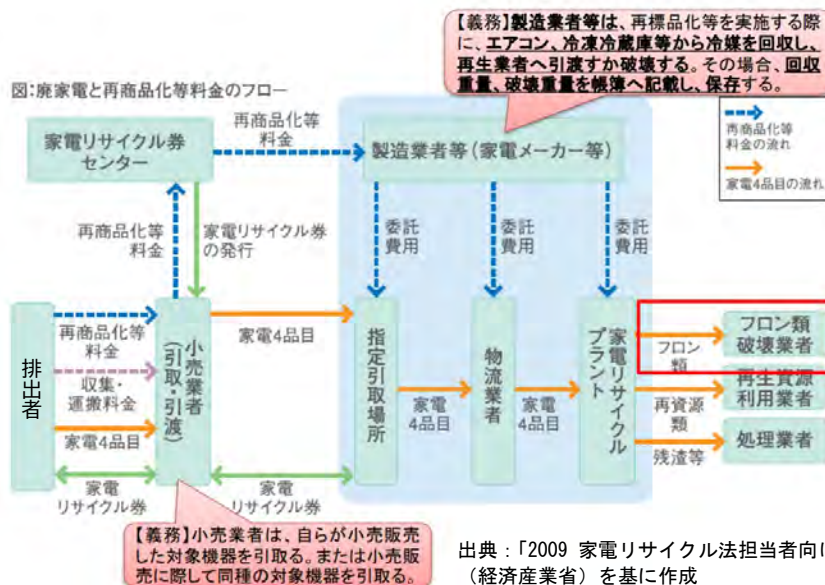


図 4-43 家電リサイクル法におけるフロン類回収

### 施策の方向性 3-5-2 酸性雨の防止

酸性雨は、森の木を枯らし、建物や橋等のコンクリートや金属等を痛めることから、地球規模での環境問題として重要な課題となっており、酸性雨の発生を少しでも防止するために継続して啓発を図ります。

#### ア) SDGsへの貢献



#### イ) 市の施策

##### 施策① 酸性雨の発生防止の啓発

- 酸性雨発生に関する最新情報を収集・開示することにより、市民の意識啓発に努めます。
- 酸性雨の発生防止を目的として、原因物質の排出抑制に関して啓発を行います。

#### ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酸性雨による生活への影響について興味を持つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所内で市などが発信する酸性雨情報を共有し、従業員の意識向上を図る。</li> </ul>

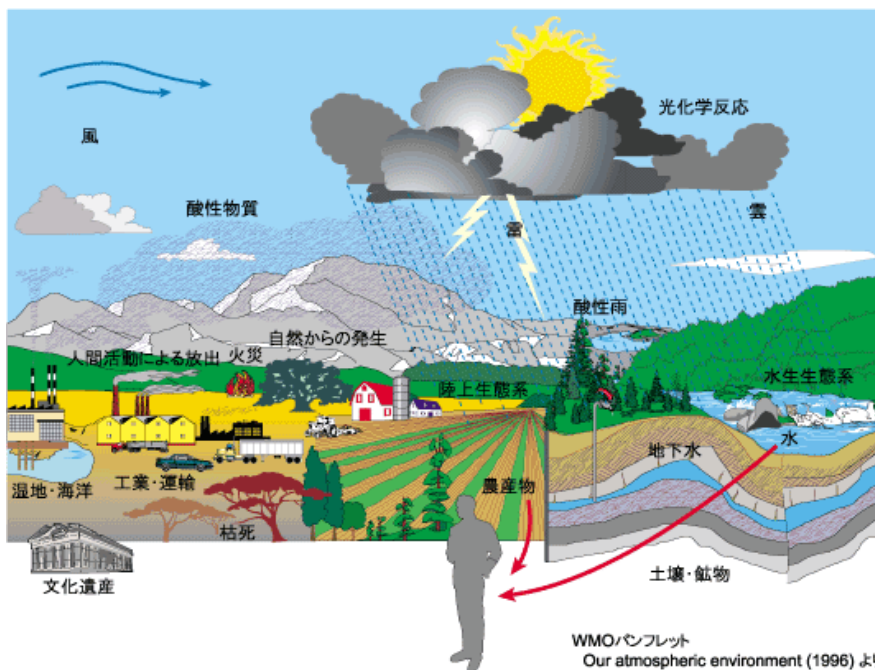


図 4-44 酸性雨の発生に関わる概念

### 施策の方向性 3-5-3 海洋ごみ対策の推進

海洋ごみの発生を少しでも防止するために、継続して啓発や海岸清掃活動の実施を図ります。

#### ア) SDGsへの貢献



#### イ) 市の施策

##### 施策① 5Rの推進等による海洋ごみの発生抑制

- 河川及び海岸へのごみの不法投棄を撲滅することにより、本市内からのごみの排出と漂流を防止します。
- 海洋汚染防止、プラスチックごみ削減の為に指定ごみ袋などのバイオマスプラスチック化を検討します。

#### ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漂着ごみや海底ごみを回収し、きれいな海を守る。</li> <li>・ ボイ捨てをしない。</li> <li>・ 協働して海岸のパトロールを徹底する。</li> <li>・ バイオマスプラスチック使用製品を利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸・港湾・漁港管理者による海岸漂着物<sup>18</sup>等（漂着ごみ、漂流ごみ及び海底ごみ）の回収・処理を行い、海洋環境の保全に努める。</li> <li>・ 協働して、海岸漂着物等の回収活動を推進する。</li> </ul>



図 4-45 瀬波海岸での海岸清掃

## 基本目標4 歴史・伝統と美しい自然を活かした景観づくり(文化景観)

### 4-1 美しい田園、里山、海岸景観の保全

#### 1) 現状と課題

##### ① 現状

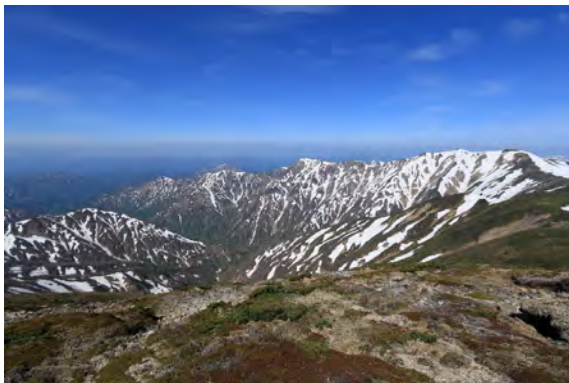
#### 自然景観

- 本市の景観の美しさは、自然景観と歴史的景観にあるといえます。
- 自然景観の代表的なものとしては、奥三面や朝日スーパーラインなどに見られる飯豊・朝日連峰の風景や、日本国山や新保岳からの眺望、山熊田や高根などに代表される里地里山、神林地区や荒川地区の平野部に広がる田園風景などが挙げられます。
- 海岸部では、笹川流れや砂丘に延びる白砂青松などの風光明媚な風景があります。

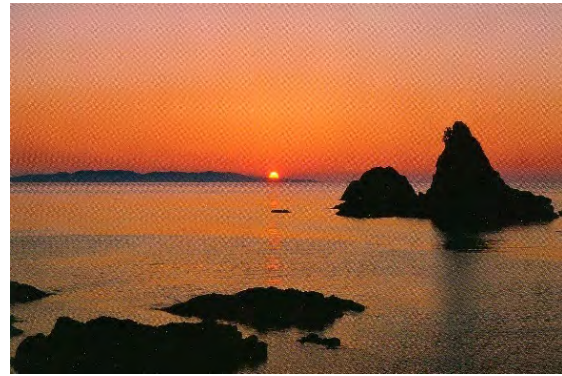


出典：村上市景観計画（村上市）より作成

図 4-46 景観計画で重点地区に指定されている地区



磐梯朝日国立公園



笹川流れ

図 4-47 本市の特徴的な自然環境①

## ② 課題

- 「景観行政団体」<sup>38</sup>として、村上市歴史的景観保全条例に基づいた着実な景観保全、市民・事業者・行政の協働による環境美化や景観支障物対策等への取り組みが重要です。
- 住民の生活の利便性を確保した町並み<sup>119</sup>の保存が重要です。また、継続的な文化財の保護に取り組む必要があります。
- 耕作放棄地や間伐が十分でない林分が増加しており里山風景の荒廃・減少が懸念されます。
- 護岸工事などの開発や海岸浸食により海辺の自然景観が損なわれつつあり、砂浜の再生と海岸の保全が必要です。

## 2) 施策の展開

## 施策の方向性 4-1-1 自然景観資源の意識啓発

本市の優れた自然景観資源の意識啓発をするために、自然景観の保護意識の啓発や情報の収集・整理・提供を図ります。

## ア) SDGsへの貢献



## イ) 市の施策

## 施策① 自然景観に関する情報の収集・整理・提供

- 本市の豊かな自然についての紹介をホームページ等で発信していきます。

ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市の自然景観に関心を持つ。</li> <li>・ 本市の自然景観に対する理解を深め、景勝地や景観資源等の保全を心がける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市の自然景観に関心を持つ。</li> <li>・ 本市の自然景観に対する理解を深め、景勝地や景観資源等の保全を心がける。</li> </ul>



日本国山頂



お幕場大池公園

図 4-48 本市の特徴的な自然環境②

施策の方向性 4-1-2 自然景観資源の保存活動の推進

本市の優れた自然景観資源の保存活動を推進するために、身近な緑の保全・整備や環境美化活動の促進を図ります。

ア) SDGs への貢献



イ) 市の施策

施策① 身近な緑の保全・整備

- 地域住民を主体とした身近な公園の管理について検討を行います。
- 地域住民と協働した里山の維持管理について検討を行います。
- まちづくり協議会等が行っている地域の緑化活動を支援します。

施策② 環境美化活動の促進

- クリーン作戦の実施や、清掃活動を支援するなど、地域住民や民間団体、事業者及び行政との協働による継続的な環境美化活動を促進します。

ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休日等に公園や川、海などに出かけ、自然の素晴らしさを体感するとともに、保全活動に参加する。</li> <li>・ 自宅周辺の美化に取り組む。</li> <li>・ 庭やベランダ、玄関、屋上などで樹木や草花を育てる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所周辺の美化に取り組む。</li> <li>・ 事業所周辺の公共空間の緑化活動、公園や緑の管理などに積極的に参加する。</li> <li>・ 事業所等を設置、増改築する際には、景観等に配慮する。</li> </ul>



臥牛山と周辺市街地



臥牛山頂の村上城跡

図 4-49 臥牛山周辺の自然環境



茶畑



水田

図 4-50 本市の特徴的な農村環境



**施策の方向性 4-1-3 自然景観資源を活かした地域活性化**

本市の優れた自然景観資源を活かした地域活性化のために、自然環境とふれあう場の創出・整備や開発に対する自然景観配慮への誘導・指導を図ります。

ア) SDGs への貢献



イ) 市の施策

**施策① 自然環境とふれあう場の創出・整備**

- 本市の美しい自然景観を地域資源として活用し、観光や教育等でふれあう場の創出・整備を進めます。

ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園・緑地の維持管理活動に参加する。</li> <li>・ 自然や生物とふれあう場を利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員研修や社会貢献活動の一環として、自然や生物とふれあう機会を提供する。</li> <li>・ 社会貢献活動の一環として、自然や生物とふれあう場をつくり、顧客等に提供する。</li> </ul>

3) 環境指標

指標	現状	目標
クリーン作戦や一斉清掃の実施回数	83回 (令和元年度(2019年))	80回以上 (毎年)



図 4-51 クリーン作戦・一斉清掃の実施状況

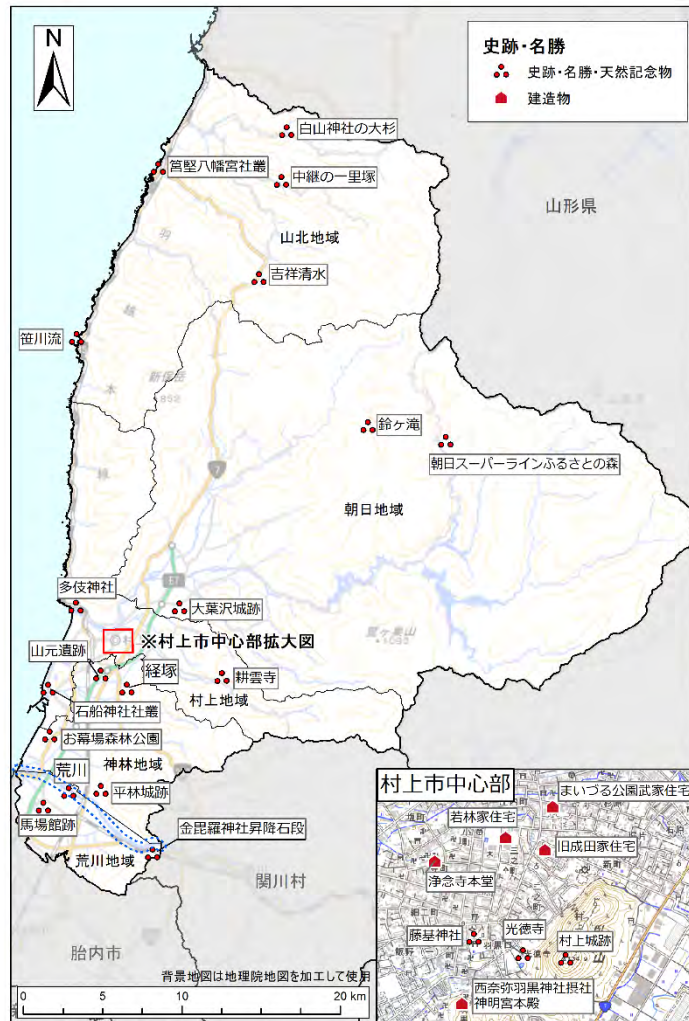
## 4-2 歴史ある町並みや景観の保全

## 1) 現状と課題

## ① 現状

## 地形

- 本市の歴史は、古くは旧石器時代に始まり、弥生・古墳時代を経て奈良時代には国としての形が整います。中世・戦国時代には、様々な有力豪族の支配するところとなり、城下町村上の基礎が築かれました。江戸時代には、この村上城を中心に、武家・町人・農民文化が築かれてきました。
- 歴史的景観の代表的なものとしては、歴史的建造物のほか、旧村上市街地や神林の塩谷地区などの古い町並みの風景が挙げられます。
- 本市は平成22年(2010年)4月1日に、景観法(平成16(2004年)年6月18日法律第110号)に基づく景観行政団体となり、地域に根差した景観づくりを進めています。



出典：市勢豆知識（村上市）より作成

図 4-52 市内の史跡、名勝、建造物の位置図



町屋



多伎神社



村上城跡



大洋酒造 和水分蔵

図 4-53 市内の史跡、名勝、建造物

## ② 課題

- 「景観行政団体」として、村上市歴史的景観保全条例に基づいた着実な景観保全が重要です。
- 市民・事業者・行政の協働による環境美化や景観支障物対策等への取り組みが重要です。
- 村上城下の武家住宅や町屋、旧港町の海老江、塩谷、旧宿場町の小俣、猿沢など、歴史的な景観が残され、これらを自然環境や生活環境とともに保全する必要があります。
- ライフスタイルの変化や価値観の多様化等により、周囲の景観と調和しない建築・設備が増加しつつあり、今ある町並みを保全・維持していくためには、新たな仕組みや対応が求められています。
- 住民の生活の利便性を確保した町並みの保存が重要です。また、継続的な文化財の保護に取り組む必要があります。

## 2) 施策の展開

### 施策の方向性 4-2-1 歴史文化資源の意識啓発

本市の歴史文化資源の意識啓発のために、伝統や文化財の保護意識の啓発や伝統や文化財に関する情報の収集・整理・提供を図ります。

ア) SDGs への貢献



イ) 市の施策

施策① 伝統や文化財の保護意識の啓発

- 文化財保護活動団体や学校等と積極的に協働を図りながら、文化財保護意識の啓発に努めます。
- 伝統や文化財の展示による一般公開や講座の開催等を通して、地域住民の郷土史理解と愛郷心の醸成を図ります。

施策② 伝統や文化財に関する情報の収集・整理・提供

- 本市の伝統や文化財の特徴をわかりやすく整理し、市民に発信します。
- 歴史的景観づくりの事例や取組などの情報をイベントやHP等を通じて発信します。

ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財に関する知識を深め、文化財の保護活動に協力する。</li> <li>・ 歴史や文化財に関する講座や展覧会に積極的に参加して、郷土に対する理解を深める。</li> <li>・ 歴史・文化遺産を受け継ぎ、活用していくことを通して、郷土の歴史・文化に対する関心と理解を深める。</li> <li>・ 市民一人ひとりが伝統、文化、景観づくりの担い手であるという認識を持つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財の保護の必要性を理解し、文化財の維持・管理に協力する。</li> <li>・ 歴史・文化遺産を受け継ぎ、活用していくことを通して、郷土の歴史・文化に対する関心と理解を深める。</li> <li>・ 事業活動が景観に及ぼす影響を認識する。</li> </ul>



さんぼく生業の里



しな織り

図 4-54 さんぼく生業の里としな織り

**施策の方向性 4-2-2 歴史文化資源の保存活動の推進**

本市の歴史文化資源の保存活動の推進のために、文化財の保護や歴史景観の保全を図ります。

ア) SDGs への貢献



イ) 市の施策

**施策① 文化財の保護**

- 文化財保護法及び新潟県文化財保護条例・村上市文化財保護条例に基づき、指定文化財を適正に保護します。
- 本市のランドマークである史跡村上城跡・平林城跡の保存・整備を促進します。
- 祭事等の伝統行事の継承のため、健全な後継者育成を支援します。

**施策② 歴史景観の保全**

- 史跡村上城跡・平林城跡・山元遺跡とその周辺の自然景観との調和に配慮し、歴史景観の保全を推進します。
- 指定文化財の寺社及び武家住宅等の保存・修理に対する支援を行い、適切な保全を図ります。

ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国・県・市が行う歴史・文化遺産を保護する取組みに協力する。</li> <li>・ 史跡や文化財等の現状変更等に際して、事前の協議と必要な申請・届出を行う。</li> <li>・ 指定史跡及び天然記念物の保存・活用に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国・県・市が行う歴史・文化遺産を保護する取組みに協力する。</li> <li>・ 史跡や文化財等の現状変更等に際して、事前の協議と必要な申請・届出を行う。</li> <li>・ 指定史跡及び天然記念物の保存・活用に協力する。</li> </ul>



平林城跡



山元遺跡

図 4-55 本市の特徴的な歴史資源

### 施策の方向性 4-2-3 歴史文化資源を活かした地域活性化

本市の歴史文化資源を活かした地域活性化のために、町並みの保全と創造や伝統や市民協働のまちづくりの推進を図ります。

#### ア) SDGs への貢献



#### イ) 市の施策

##### 施策① 町並みの保全と創造

- 景観形成地区<sup>39</sup>においては、歴史的町並みの風景を維持・継承しながら、良好な住環境の形成に努めます。

##### 施策② 市民協働のまちづくりの推進

- 市民、市民団体、事業者が行う景観づくりの取組に対して支援や誘導を行います。

#### ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 景観形成地区に在住する市民は、歴史的町並みの風景の維持・継承に配慮して、良好な住環境の形成に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 景観形成地区の事業者は、良好な住環境の形成に協力する。</li> </ul>

#### 3) 環境指標

指標	現状	目標
伝統行事支援事業の実施件数	5件 (令和元年度(2019年度))	50件/10年

※令和元年度(2019年度)の具体的支援事業は以下。

- ・ 浄念寺本堂および御霊屋保存事業(宗教法人浄念寺)
- ・ 船魂十二所神社けやき保存事業(船魂十二所神社護持会)
- ・ 大須戸能伝承公開事業(大須戸能保存会)
- ・ 瀬波中町しゃぎり屋台修理事業(瀬波中町区)
- ・ 瀬波浜町しゃぎり屋台修理事業(瀬波浜町区)

## 基本目標5 市民や産業とともに発展する環境づくり（教育協働）

### 5-1 環境意識の向上

#### 1) 現状と課題

##### ① 現状

#### 環境教育

- 環境フェスタ村上 2018 では、環境団体、企業ブース展示のほか、取組発表やエコカーの展示、環境を啓発するアニメ上映などに多くの親子連れなどが訪れ、1,200 人もの来場者を数えました。
- 平成 27 年（2015 年）3 月に策定、成 31 年（2019 年）3 月に改定した「健康むらかみ 21 計画」<sup>40</sup> と「食育推進計画」に基づき、食育<sup>75</sup> 及び地産地消に関する環境教育を進めています。
- 令和元年度（2019 年度）に実施したアンケートでは、市民の環境学習、環境教育に関する満足度はそれほど高くありませんでした。

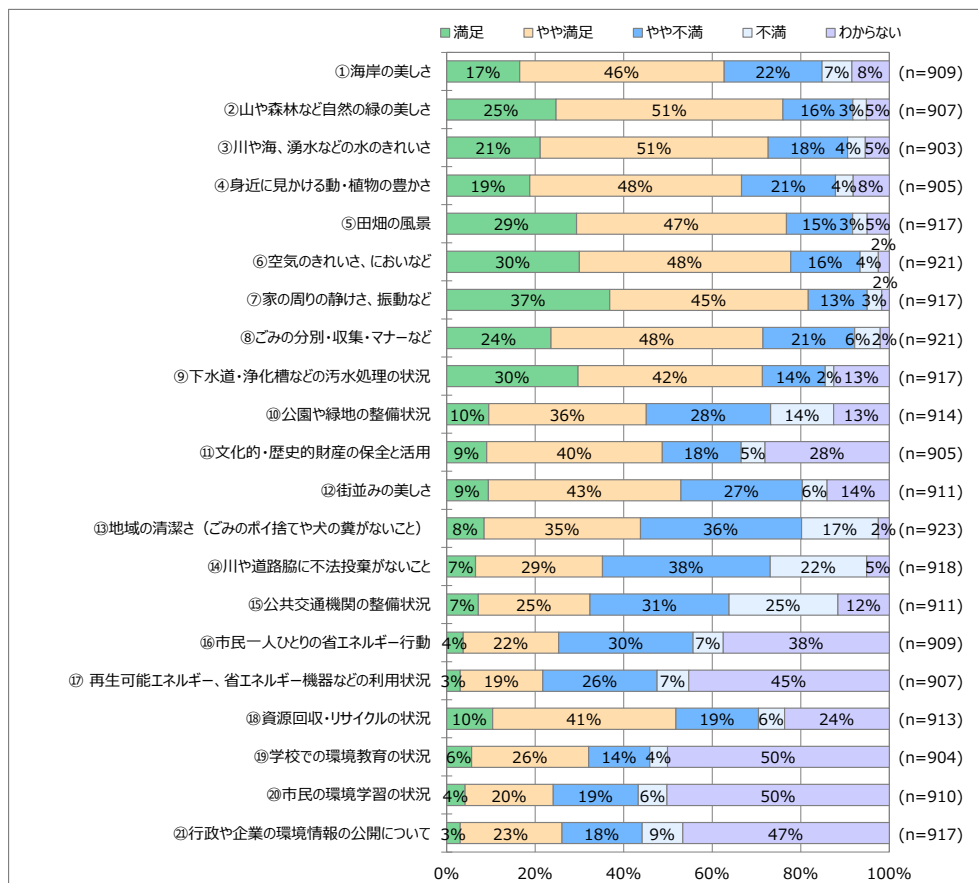


図 4-56 市民の身の回りの環境に対する満足度

##### ② 課題

- 本市が有する教育的な特性を大切にしながら、「郷育のまち・村上」<sup>30</sup> 実現のための総合的、計画的な施策を展開する必要があります。

- 市民・事業所への環境意識と満足度の向上につながる、環境教育・環境学習の計画的な施策や取り組みを積極的に推進することが重要です。

## 2) 施策の展開

### 施策の方向性 5-1-1 環境情報の発信と共有

環境情報の発信と共有のために、環境問題に対する意識啓発の推進や環境情報の集積と提供を図ります。

#### ア) SDGsへの貢献



#### イ) 市の施策

##### 施策① 環境問題に対する意識啓発の推進

- 地域における環境保全活動のリーダーや環境保全に関わる市民団体の育成を図ります。
- 環境フェスタ等、各種イベントを開催し、啓発活動の推進を図ります。

##### 施策② 環境情報の集積と提供

- 村上市の環境の現状と課題について、ホームページを通じて情報を公開します。

#### ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境に関するニュースや記事に関心を持つ。</li> <li>・ 環境教育・学習プログラム、講習会、イベント等へ参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所内で、市などが発信する環境情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。</li> <li>・ 業務に関連する環境情報や、自らが行っている環境行動について、積極的に情報を発信する。</li> </ul>



## 施策の方向性 5-1-2 環境学習等の促進

次世代を担う子どもたちに、環境に興味を持たせ、環境に配慮した行動を根付かせるため、充実した環境教育を推進します。また、大人を対象とした環境を学ぶさまざまな機会を提供し、地域や職場で環境活動のリーダーとなる人材を育成します。

### ア) SDGsへの貢献



### イ) 市の施策

#### 施策① 環境教育・環境学習の積極的な推進

- 小中学校の環境教育を積極的に推進します。
- 環境の保全等に関する図書などの学習教材を充実します。
- インターネットを活用し、必要な教材での学習に取り組みます。
- 学校教育においては、「郷育のまち・村上」を通じて地域の自然環境及び生活環境への関心を深め、環境教育を積極的に推進します。
- 市民団体や小中学校との連携を図りながら、市が計画する出前講座の制度を活用して、環境学習を積極的に推進します。
- 既に実施されてきた森林整備体験等の環境体験学習に加えて、自然観察会や環境関連施設見学会などの新たな環境学習プランについて、検討を行います。
- 環境学習をサポートするボランティア活動を支援します。
- 総合学習等で川や里山の生きもの調べやビオトープづくりなど、自然体験による環境教育を推進します。総合学習等で川や里山の生きもの調べやビオトープ<sup>111</sup>づくりなど、自然体験による環境教育を推進します。
- 緑の少年団の活動推進など小中学生を対象とした参加型の環境保全活動をさらに促進していきます。

#### 施策② 食育と地産地消の推進

- 学校・保育園の給食において地場産農林水産物を使用し、地元の農林水産物に親しみ、より良い食習慣の形成や健康づくりを推進します。
- 村上市地産地消推進計画に基づき、安全・安心な農産物の提供と地産地消を実現するため、環境に配慮した農業を実践している生産者との連携を強化します。
- 農商工連携により、本市固有の豊かな地域資源を活用したコミュニティビジネス<sup>50</sup>の起業と振興を図ります。
- 地元産材を利用した住宅・家具・調度品等の生産を推進します。

ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自ら環境保全活動に参加するとともに、仲間を増やしていく。</li> <li>・ 子どもの頃から生物や自然とふれあう機会を持つ。</li> <li>・ 出前講座等に参加し、環境保全の取組を実践する。</li> <li>・ 環境に関する学習や体験できる施設を積極的に活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業界団体や商店街など、既存の事業者ネットワークを活用し、環境保全活動に取り組む仲間を増やしていく。</li> <li>・ 従業員研修や社会貢献活動の一環として、環境学習の機会を提供する。</li> <li>・ 出前講座等を活用し、従業員の環境学習に取り組む。</li> <li>・ 事業所内の環境リーダーを育成し、環境保全活動を活発化する。</li> </ul>

3) 環境指標

指標	現状	目標
環境学習イベント後の満足度 (アンケート)	—	50% (令和12年度(2030年度))

コラム 環境フェスタ村上～未来に残そう村上の自然環境～

村上市では毎年秋頃に、市民向けの環境啓発イベント「環境フェスタ村上」を開催しています。

環境フェスタ村上では、環境団体や企業によるブース展示、小学生による取組発表、エコカーの展示、環境を啓発するアニメ上映会等を行っており、子どもからお年寄りまで、楽しみながら環境問題に触れられるイベントとなっています。



## 5-2 環境活動の推進

### 1) 現状と課題

#### ① 現状

#### 環境保全活動

- 令和元年度（2019年度）に実施したアンケートでは、「里山整備への参加（8%）」や「環境について学ぶ体験や講演など積極的に参加している（5%）」といった市民の地域の環境保全活動への参加の実施率は高くありませんでした。

#### ② 課題

- より良い環境づくりを進めるためには、事業者の環境保全活動の促進が必要です。特に、本市の大規模事業者は比較的取組が進んでいることから、中小規模の事業者の保全活動の促進に重点をおく必要があります。
- 事業者にも地域の一員として環境保全活動への参加を促進する必要があります。

### 2) 施策の展開

#### 施策の方向性 5-2-1 環境保全活動への参加の促進

市民・事業者に対して、環境意識向上につながる場や機会を提供し、地域での環境保全の取組への参加を促進します。

#### ア) SDGsへの貢献



#### イ) 市の施策

##### 施策① 市民の環境保全活動の紹介

- 環境保全活動を推進します。

##### 施策② 市民参加型の環境事業の検討

- 農業への市民参加の在り方を検討します。

ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に関するイベントやキャンペーンなどに参加する。</li> <li>美化活動や消費生活展へ参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に関するイベントやキャンペーンなどに出席する。</li> <li>自ら行う環境保全活動を積極的にPRし、他の事業者の環境に関する関心を高めていく。</li> </ul>

施策の方向性 5-2-2 環境保全活動への支援

環境に関する活動に取り組んでいる市民団体等に対して支援を行い、活動の活性化を図ります。また、そのような団体と連携して市民参加型事業を進めます。

ア) SDGs への貢献



イ) 市の施策

施策① 環境保全団体の活動の推進

- 環境保全活動を行っている市民団体等の情報を取りまとめ、その活動を広く市民に周知を図ります。

施策② ボランティア組織の育成及び活動への支援

- 環境に関する市民団体等の育成と活動への支援を行います

ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>市や地域、ボランティア組織などが行う環境保全事業に積極的に参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市や地域、ボランティア組織などが行う環境保全事業に積極的に参加する。</li> </ul>

3) 環境指標

指標	現状	目標
環境フェスタ参加団体数	12件 (平成30年度(2018年度))	100件/10年

### 5-3 ネットワークの形成

#### 1) 現状と課題

##### ① 現状

#### 環境ネットワーク

- 本市では、市内各地域が抱える課題の解消や地域の活性化を目指すための「市民協働のまちづくり」として、市民と行政が一体となって市民協働のまちづくりに取り組んでいます。
- 事業者、町内会、市などの関係者が一体となったお城山の清掃や除草などの美化活動を実施しています。
- 温室効果ガス削減目標の達成に向けた取り組みを市民及び事業者と協働して推進するため、「村上市地球温暖化対策地域協議会」を設置しています。



図 4-57 村上市地球温暖化対策地域協議会開催の様子

##### ② 課題

- 地域内だけでなく、幅広い分野の事業者や市民、関係団体等が集まって、他の人の取組の共有などができるメンバー同士の情報交換の場が必要です。
- 高齢化や取組実施のための人手が不足している状況です。

2) 施策の展開

**施策の方向性 5-3-1 地域内のネットワーク形成の推進**

地域内のネットワーク形成の推進のために、主体間における環境情報の共有化や良好なパートナーシップ<sup>108</sup>の形成を図ります。

ア) SDGs への貢献



イ) 市の施策

**施策① 主体間における環境情報の共有化**

- 主体間における環境情報の交換の場を設けます。

**施策② 主体間の良好なパートナーシップの形成**

- 市民、事業者、NPO等市民団体、学識経験者、行政とのパートナーシップを形成し、地球温暖化防止活動をはじめ、環境問題の解決に向けた様々な活動を協働で推進する仕組みの構築を検討します。

ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自ら環境保全活動に参加するとともに、仲間を増やしていく。</li> <li>・ 地球温暖化や極端な気候の増加が生活に与える影響を理解・共有し、一人ひとりができる対応策を考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業界団体や商店街など、既存の事業者ネットワークを活用し、環境保全活動に取り組む仲間を増やしていく。</li> <li>・ 地球温暖化や極端な気候の増加が事業に与える影響を理解・共有し、事業者としての対応策を考える。</li> </ul>

### 施策の方向性 5-3-2 広域なネットワーク形成の推進

広域なネットワーク形成の推進のために、都市等と連携した山村体験や自然体験事業等の実施やグリーンツーリズム・エコツーリズム<sup>8</sup>の推進を図ります。

#### ア) SDGs への貢献



#### イ) 市の施策

##### 施策① 都市等と連携した山村体験や自然体験事業等の実施

- 都市等と連携した山村体験や自然体験事業等を実施していきます。

##### 施策② グリーンツーリズム・エコツーリズムの推進

- 農林漁業体験及び生業体験、グリーンツーリズムを通じて、都市と農村との交流を推進します。

#### ウ) 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グリーンツーリズム・エコツーリズムに積極的に参加する。</li> <li>・ 自然体験などのイベントに積極的に親子で参加する。</li> <li>・ 地球環境問題について理解を深める</li> <li>・ 地球環境問題の解決に向けた国際的な取組みに積極的に貢献する。</li> <li>・ 環境分野における市民レベルでの国際交流を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊かな自然を観光資源として活かし、地域の活性化を進める。</li> <li>・ 地球環境問題の解決に向けた国際的な取組みに積極的に貢献する。</li> <li>・ 国際機関等と連携した国際協力に努める。</li> <li>・ 環境関連技術の開発途上国への移転促進に努める。</li> <li>・ 環境分野における事業者レベルでの国際交流を図る。</li> </ul>

#### 3) 環境指標

指標	現状	目標
クラインガルデン利用者数	639 人/年	600 人/年 (令和 12 年度 (2030 年度))

4.3 施策一覧

基本目標	施策の方向性		施策	具体的施策	担当課
1 市の自然豊かな環境の後世への継承	1-1 緑豊かな山々と美しい水辺のある自然との共生	1-1-1 森林環境の保全	①森林の植生と生態系の保護	国・県と協力し、定期的な植生・生態系調査を実施し、森林の整備・保全を目的とし、かつ林業振興策にも配慮した総合的な対策の検討を行います。	農林水産課
				環境保全地域の指定地内における植生については、開発等の影響を受けないように特に留意し、生態系の保護に努めます。	農林水産課
			②山岳地及び里山の森林整備	村上市森林整備計画等に基づき、計画的かつ適正な森林整備（造林、保育、草刈り、雪起し、間伐等）を推進するとともに、市行造林地の適正な管理により、森林の持つ公益的機能の強化を図ります。	農林水産課
				山地災害の未然防止対策と林業の健全な育成と併せて、森林の公益的機能が十分に発揮されるように、積極的な治山事業の導入を図ります。	農林水産課
				山岳地及び里山の開発に対しては、森林の生態系や景観などへの配慮について指導します。	農林水産課
				本市内に生育する巨木・老木の現況を把握し、その保護に努めます。	生涯学習課
				地域住民を対象とした勉強会や小中学校と連携した森林整備体験等を通じて、森林整備の重要性と方法についての啓発活動を推進します。	農林水産課
				漁業・林業関係者、地域住民、緑の少年団が中心となって行われてきた三面川の「さけの森林づくり」等、ボランティア森林整備の活動をさらに促進していきます。	農林水産課 生涯学習課
				国・県と協力し、松くい虫被害に対する防除を実施し、森林の保全に努めます。	農林水産課
				森林資源の保護と森林の持つ公益的機能の周知を図るとともに、森林公園など、人と森林のふれあいの場の整備・活用を推進します。	農林水産課
		森林経営管理法に基づく経営管理を実施し、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図ります。	農林水産課		
		1-1-2 水辺環境の保全	①水辺の生態系の保護	河畔や河床に生育する樹木を保護し、野生の動植物の生息・生育に適した水辺環境の整備を推進します。	農林水産課
				漁業・林業関係者、地域住民、緑の少年団が中心となって行われてきた三面川の「さけの森林づくり」等、ボランティア森林整備の活動をさらに促進していきます。	農林水産課 生涯学習課
			②親しみやすい水辺環境の整備	河川や海岸の整備にあたっては、安全性の確保のみならず、地下水の涵養、多様な生態系の保全、地域に特有な自然景観の再生・創出に配慮します。	農林水産課 観光課
国・県と協力し、市民が安全で快適に水辺に親しみ、水辺環境を理解できるような親水空間の整備を推進します。	農林水産課				
			水辺を活用した自然体験活動の充実を図ります。	農林水産課	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章



基本目標	施策の方向性		施策	具体的施策	担当課	
1 市の自然豊かな環境の後世への継承(つづき)	1-1 緑豊かな山々と美しい水辺のある自然との共生(つづき)	1-1-3 海辺環境の保全	①海浜植物の保護	国・県と協力し、海岸林に対する松くい虫の防除に努めます。	農林水産課	
				河口付近の抽水植物や海岸線に生育する海浜植物を保護するため、生育状況の定期的な調査を行います。	農林水産課	
				海岸部において新たに開発を行う場合には、生育地を避けるなど配慮するとともに、市民、事業者、団体等と行政との連絡を密にし、情報を共有します。	農林水産課	
				既存の生育地に対しては、保護地区を設定するなどの復元対策を検討します。	環境課	
		1-1-4 農村環境の保全	①自然豊かな農地の保全	村上市農村環境計画に基づいて、農地及び農村における環境保全を推進します。	農林水産課	
				害虫の発生を防止し、快適で豊かな農村環境を保全するため、耕作放棄地の拡大防止、保水能力の向上など、農地の持つ環境保全機能の確保に向けた農業生産基盤の整備を推進します。	農林水産課	
	1-1-5 野生鳥獣保護と鳥獣被害対策の両立	①貴重な野生動物の保護	保護すべき貴重な野生動物の生物種及び生息・生育地について、本市独自の基準や指定を検討するなど、絶滅が危惧される野生動物の保護に努めます。	耕作放棄地の拡大防止を目的とし、農家の担い手不足の解消と農業生産力の向上を視野に入れ、事業者等による農業への参入や農業法人の設立等を促進します。	農林水産課	
				農村公園や農村環境改善施設の整備などにより、農村環境の保全に努めます。	農林水産課	
				②鳥獣被害対策の推進	イノシシ、ニホンザル、ハクビシン、ツキノワグマによる農作物への被害を防止するため、村上市鳥獣被害防止計画に基づいて、捕獲や侵入防止柵の整備を進めます。	農林水産課
				野生鳥獣による被害に対し、生息状況や被害等の発生状況等の継続的な把握に努め、必要に応じて、有害鳥獣捕獲許可を行うことで効果的な被害対策を進めます。	農林水産課	
				ツキノワグマやイノシシ等の出没状況や被害にあわないための注意事項をわかりやすく情報提供することで、人身被害の未然防止に努めます。	農林水産課	
				県、隣接する市町村、猟友会等と、個体数調整等の管理や新潟県ツキノワグマ出没対応マニュアルにより出没時には連携した対応を進めます。	農林水産課	
1-2 生物多様性の保全	1-2-1 生物多様性の理解促進	①生物多様性に関する情報の収集・提供	関係機関とともに、森林整備などにおける配慮事項について農林業者、地域住民等への指導・啓発・支援を行います。	農林水産課		
			鳥獣被害対策の担い手である狩猟者が不足しているため、育成・確保について狩猟者団体である猟友会の取組みを支援します。	農林水産課		
	1-2-2 生物多様性の保全活動の推進	①開発行為における生物多様性確保の指導	生物多様性の重要性、日常生活とのつながり、特定外来生物の注意喚起など市民の理解を深めます。	環境課		
			開発や造成による生息・生育地の減少、環境悪化などの影響が回避あるいは低減されるように、開発事業者への監視及び指導を強化します。	農林水産課		
			②外来生物の侵入・拡散防止と駆除	外来生物の魚類の生息状況を把握するとともに、生息が確認された場合には、駆除に関して検討を行います。	環境課	
			セイタカアワダチソウ等の外来植物が大量に生育する河川敷や道路脇では、国・県と協力して、刈り取りや抜根などの対策を講じます。	環境課		
			新たな外来植物の大量発生を防止するため、耕作放棄地の解消に向けた農業生産基盤の整備を推進します。	農林水産課		

基本目標	施策の方向性		施策	具体的施策	担当課
2 持続可能な循環共生型の社会	2-1 良好な生活環境の保全	2-1-1 快適な大気環境の保全	①事業施設のばい煙対策等の監視	事業施設の大気汚染防止を図るため、事業者および関係機関との連携により、ばい煙対策等、施設の監視指導を徹底します。 基準を満たさない小型簡易焼却炉の使用禁止や野焼き等の不法焼却の禁止を周知徹底し、監視や指導を強化します。	環境課 環境課
			②大気質の監視の継続	現在県で実施されている継続的な大気質調査に基づいて、大気の状態を監視し、光化学スモッグ注意報の発令時等、大気汚染が発生した場合には、速やかに原因を究明するとともに、市民への情報提供を行います	環境課
			③エコカーやエコドライブの普及促進	大気汚染防止を目的として、日常生活や事業活動におけるアイドリングストップの励行を推進します。	環境課
				エコカーや次世代自動車の利用を推進します。	環境課
		④悪臭の発生抑制	悪臭防止法に基づき、事業活動により発生する悪臭発生の抑制を図ります。	環境課	
			下水道への接続促進や合併処理浄化槽の設置促進により、生活排水等から発生する悪臭の低減を図ります。	環境課	
			畜舎から発生する悪臭については、関係法令に基づき適正に管理が行われるように指導するとともに、悪臭防止対策の実施を促進します。	環境課	
		2-1-2 快適な水環境の保全	①事業施設の排水等の監視	事業施設の水質汚濁防止を図るため、事業者および関係機関との連携により、施設からの排水について監視指導を徹底します。	環境課
				②水質検査の継続実施	国・県と協力し、河川等公共用水域の水質検査を継続的に実施し、安全・安心な水質の保全に努めるとともに、水質汚濁が発生した場合には、速やかに原因を究明し、対策を講じます。
			③水源地の保全	上水道の水源地に関して開発行為等の状況の変化に留意し、定期的なパトロールや監視を行います。	上下水道課
			④公共下水道の拡大推進	公共下水道未普及区域のある村上地区について、下水道整備を実施し、処理区域の拡大を推進します。	上下水道課
	公共下水道事業完了地区及び集落排水事業完了地区の水洗化を促進します。			上下水道課	
	⑤合併処理浄化槽の普及		下水道整備予定区域外の地域において、汚水処理対策としての合併処理浄化槽の普及を促進します。	環境課	
	2-1-3 安全・安心な環境の保全	①土壌汚染の防止	既往の土壌汚染地域に対して、モニタリング調査を継続し、その結果を公表するとともに、事業者や地域住民への啓発活動を通じて、新たな土壌汚染の発生を未然に防止します。	環境課	
			農業の使用状況を把握するとともに、農業の適正使用について啓発に努めます。	農林水産課	
②地下水汚染の防止		事業施設の地下水汚染防止を図るため、事業者および関係機関との連携により、施設からの漏洩について監視指導を徹底します。	環境課		
		井戸の使用状況について把握します。	環境課		
③化学物質による環境汚染の防止		化学物質による環境汚染事故が発生した場合には、県と連携して迅速な対策を講じます。	環境課		

基本目標	施策の方向性		施策	具体的施策	担当課
2 持続可能な循環共生型の社会 (つづき)	2-1 良好な生活環境の保全 (つづき)	2-1-4 その他の環境の保全	①騒音・振動の軽減	騒音規制法、振動規制法及び新潟県生活環境の保全に関する条例に基づき、適正に監視、指導を行います。	環境課
				日常生活や事業活動に伴う近隣騒音問題が発生した場合は即時に対応します。	環境課
				県との連携により法に基づいた定期的な騒音・振動調査を行い、その結果を公表します。	環境課
			②光害の抑制	近隣市とも協力して夜間の照明、特に上向きの照明を極力減らすなどにより、光害の発生を抑制します。	環境課
2-2 資源循環型社会の構築	2-2-1 5Rの推進		①ごみの発生抑制（リフューズ：Refuse）の促進	マイバッグ、マイボトル等の取組を呼びかけます。	環境課
				簡易包装の促進を行います。	環境課
			計画的な商品購入を推進します。	環境課	
			②ごみの排出抑制（リデュース：Reduce）の促進	ちゅう芥類（生ごみ）の水切りや堆肥化を推進します。	農林水産課
				剪定枝葉の資源化を行います。	農林水産課
			③ごみの修理・修繕（リペア：Repair）、再利用（リユース：Reuse）の普及	無駄のない食生活への転換を呼びかけます。	農林水産課
				物を大切に使うライフスタイルへの転換を呼びかけます。	環境課
			④ごみの再生利用（リサイクル：Recycle）の推進	詰め替え商品の活用を呼びかけます。	環境課
	再生品や適正処理しやすい商品を推進します。	環境課			
	2-2-2 適正な処理・処分の推進		①ごみの不法投棄の撲滅	監視パトロールを実施します。	環境課
				不法投棄が確認された際、関係機関との連携を図ります。	環境課
				市民への通報先の周知に努めます。	環境課
				監視カメラ等を活用し、不法投棄の未然防止及び実態の把握に努めます。	環境課
				不法投棄の温床となっている農道・林道、中山間地の溪床等において、地域住民との協力のもとに草刈等の防止活動を行います。	農林水産課
				不法投棄防止の看板を配布します。	環境課
				不法投棄の現状を広報等により公開し、不法投棄防止に向けた啓発を行います。	環境課
②ごみの散乱防止				村上市ごみの散乱等防止条例に従い、市民・事業者・行政の連携により、ごみの散乱防止に努めます。	環境課 観光課
	フンの始末を始めベットの飼い方について飼い主としての意識向上の啓発を行います。	環境課			
	カラス対策として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき適正に有害鳥獣捕獲事業を行います。	農林水産課			
③ごみの適正処理の促進	一般廃棄物処理基本計画に基づいて、ごみの適正処理を推進します。	環境課			
	ごみや資源の分別方法や回収方法を周知するとともに、ごみ処理施設及び収集委託業者などと連携を図ります。	環境課			
	災害廃棄物の処理に適切かつ迅速に対応するため、災害廃棄物処理計画を策定し、平常時から関係機関と連携して、被災時における廃棄物処理体制を構築します。	環境課			

基本目標	施策の方向性		施策	具体的施策	担当課	
2 持続可能な循環共生型の社会 (つづき)	2-3 環境保全型の持続可能な農林水産業の促進	2-3-1 環境に配慮した農林水産業の推進	①環境に配慮した農業の推進	農業関係団体と協力し、農業や化学肥料の使用を抑えた環境に配慮した農業の支援・指導を実施します。	農林水産課	
				食の安全・安心とこれにつながる農産物のブランド化を目指して、農産物の高付加価値化や地産地消の取り組みを推進します。	農林水産課	
				神林有機資源リサイクルセンター、朝日有機センターの利用促進などにより、適正な家畜糞尿処理及び資源循環型農業を推進します。	農林水産課	
				省エネルギー型農業を推進します。	農林水産課	
				環境との調和に配慮した農業農村整備事業を推進します。	農林水産課	
				環境に配慮した林業の基盤整備事業を推進します。	農林水産課	
			②環境に配慮した林業の推進	公共建築物において地域材の利用の促進を図ります。	農林水産課	
				林業における六次産業化について情報収集し、検討します。	農林水産課	
				③環境に配慮した水産業の推進	環境に配慮した水産業の基盤整備事業を推進します。	農林水産課
					水産物の地産地消の促進を図ります。	農林水産課
					省エネルギー型漁業を推進します。	農林水産課
					漁業廃棄物の適正処理を推進します。	農林水産課
	2-3-2 持続可能な農林水産資源利用の推進	①農業系資源の循環利用の促進	農業用廃プラスチックのリサイクルの促進をします。	農林水産課		
			農業残渣、畜産残渣の堆肥化による循環利用を促進します。	農林水産課		
		②耕作放棄地の拡大防止・有効活用検討	耕作放棄地の拡大防止を目的とし、農家の担い手不足の解消と農業生産力の向上を視野に入れ、事業者等による農業への参入や農業法人の設立等を促進します。	農林水産課		
			耕作放棄地の解消を目的とし、担い手農家への農地集積や農業生産基盤の整備等を推進します。	農林水産課		
耕作放棄地の再生を推進します。			農林水産課			
③持続可能な林業経営の推進		林業の後継者の育成・活動の推進を図ります。	農林水産課			
		伐採後の造林を推進します。	農林水産課			
		森林認証の取得を推進します。	農林水産課			
④持続可能な水産資源管理の推進	森林認証材の普及促進を図ります。	農林水産課				
	④持続可能な水産資源管理の推進	サケ・マス資源の安定確保と有効活用を図ります。	農林水産課			
		藻場や漁場の造成を図ります。	農林水産課			
		種苗放流技術の向上を図ります。	農林水産課			
		水産エコラベルの普及・推進を図ります。	農林水産課			
家庭での省エネ活動を推進します。		環境課				
3 地球規模の気候変動等を意識した環境対策の展開	3-1 省エネルギーの推進	3-1-1 省エネルギー活動の推進	省エネルギー診断など事情者の省エネ活動につながる情報を提供し、市内の省エネルギーの促進に努めます。	環境課		
			②エコドライブの普及促進	アイドリングストップをはじめとするエコドライブの啓発活動を行います。	環境課	
		3-1-2 省エネルギー機器の普及	①省エネルギー関連設備の導入支援	ZEH・ZEBなど高度な省エネ住宅・事業所に関する情報を提供します。	環境課	
				省エネルギー機器に関する情報を提供します。	環境課	
	②次世代自動車の利用環境の整備促進		次世代自動車に関する情報を提供します。	環境課		
			EV充電設備の誘致を図ります。	環境課		

第4章 施策の展開

基本目標	施策の方向性		施策	具体的施策	担当課	
3 地球規模の気候変動等を意識した環境対策の展開(つづき)	3-1 省エネルギーの推進(つづき)	3-1-3 市有施設等での省エネ化推進	①市有施設等の省エネ化検討	環境への負荷の少ない公共施設の整備を推進します。 公共施設への省エネルギー改修を推進します。	環境課 環境課	
			②次世代自動車の導入	公用車について次世代自動車の導入を推進します。 市民が集まるイベント等での次世代自動車の展示や体験乗車をします。	総務課 環境課	
		3-2 再生可能エネルギー等の利用促進	3-2-1 再生可能エネルギーの理解促進	①再生可能エネルギーに関する情報の収集・提供	再生可能エネルギーに関する情報を提供します。 災害時利用を見すえた再生可能エネルギーの調査・検討を行います。	環境課 環境課
				②再生可能エネルギーの拠点化に関する理解促進	市民・事業者に対して再生可能エネルギーの普及啓発を行います。 洋上風力発電など近年世界的に拡大が進んでいる再生可能エネルギーの最新動向について、市民・事業者へ情報を発信します。	環境課 環境課
			3-2-2 再生可能エネルギー機器の普及	①再生可能エネルギー関連設備の導入支援	家庭・事業者に対して再生可能エネルギー導入に係る相談窓口を設けます。 家庭・事業者に対して再生可能エネルギー導入助成をPRします。	環境課 環境課
				②地域資源を活用したバイオマス発電事業の可能性検討	豊富な森林資源を活かすため、民間企業との協働を含めたバイオマス事業の導入可能性の調査、検討を行います。	環境課
	3-2-3 市有施設等での率先取組	①市有施設等への自立・分散型エネルギー設備の導入検討	公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を推進します。	環境課		
		②市有施設等での再エネ電力の率先購入	公共施設での再生可能エネルギー電力の率先購入を推進します。	環境課		
	3-3 温室効果ガス排出量の削減	3-3-1 温室効果ガス排出量の削減	①温室効果ガス排出量の削減対策の推進	省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの利用促進などにより、市全体及び行政の事業により発生する温室効果ガスの排出量削減を推進します。 市街地間の移動に関しては、公共交通機関の優先的な利用を促進します。	環境課 自治振興課	
				公用車の導入・更新にあたっては、次世代自動車等の温室効果ガス排出量の少ない車種を選定します。 行政事業の物資調達にあたっては、温室効果ガス排出の少ない製品の購入を進めます。	総務課 環境課	
				森林の持つ二酸化炭素吸収源機能の周知を図るとともに、適正な森林整備を推進します。 カーボン・オフセット事業の導入に関して検討を行います。	農林水産課 農林水産課	
				新潟県版 J-クレジット制度や新潟県オフセット・クレジット制度の普及啓発を行います。	農林水産課	
			3-3-2 低炭素まちづくりの推進	①人と環境にやさしい交通ネットワークの構築	地域公共交通計画にて持続可能な公共交通をめざし、利用者のニーズに応じた効率的な運行を実施します。	自治振興課
				②市内のエネルギーシステムの効率化の推進	国内のエネルギー面的利用の事例の情報収集・整理を行います。 EV 充電インフラの整備を進めます。 次世代燃料供給インフラの情報収集・整理を行います。	環境課 環境課 環境課

基本目標	施策の方向性		施策	具体的施策	担当課
3 地球規模の気候変動等を意識した環境対策の展開(つづき)	3-4 気候変動の影響への適応	3-4-1 気候変動による影響の理解促進	①気候変動に関する情報の収集・提供	気候変動による影響について、地球温暖化対策に関する各種イベント等を通して、普及啓発や情報発信を行います。	環境課
		3-4-2 気候変動による影響への対応	①熱中症対策の推進	熱中症予防に関する情報をリーフレットや市ホームページ、市報等各種媒体により広く周知し、熱中症にかかりやすい高齢者をはじめとした市民への普及啓発や注意喚起を行います。	保健医療課 介護高齢課 消防本部
				熱中症が起これやすいと思われる日には防災無線で市民に注意喚起を行います。	総務課
	3-5 その他の地球環境対策	3-5-1 オゾン層の保護	①法に基づくフロン類回収の啓発	家電リサイクル法、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)に基づくフロン類の回収を促進するための啓発を実施します。	環境課
				オゾンホールに関する最新情報を収集・開示することにより、市民の意識啓発に努めます。	環境課
		3-5-2 酸性雨の防止	①酸性雨の発生防止の啓発	酸性雨発生に関する最新情報を収集・開示することにより、市民の意識啓発に努めます。	環境課
				酸性雨の発生防止を目的として、原因物質の排出抑制に関して啓発を行います。	環境課
		3-5-3 海洋ごみ対策の推進	①5Rの推進等による海洋ごみの発生抑制	河川及び海岸へのごみの不法投棄を撲滅することにより、本市内からのごみの排出と漂流を防止します。	環境課
				海洋汚染防止、プラスチックごみ削減の為に指定ごみ袋などのバイオマスプラスチック化を検討します。	環境課
4 歴史・伝統と美しい自然を活かした景観づくり	4-1 美しい田園、里山、海岸景観の保全	4-1-1 自然景観資源の意識啓発	①自然景観に関する情報の収集・整理・提供	本市の豊かな自然についての紹介をホームページ等で発信していきます。	観光課
		4-1-2 自然景観資源の保存活動の推進	①身近な緑の保全・整備	地域住民を主体とした身近な公園の管理について検討を行います。	環境課
				地域住民と協働した里山の維持管理について検討を行います。 まちづくり協議会等が行っている地域の緑化活動を支援します。	農林水産課 自治振興課
		②環境美化活動の促進	クリーン作戦の実施や、清掃活動を支援するなど、地域住民や民間団体、事業者及び行政との協働による継続的な環境美化活動を促進します。	環境課	
	4-1-3 自然景観資源を活かした地域活性化	①自然環境とふれあう場の創出・整備	本市の美しい自然景観を地域資源として活用し、観光や教育等でふれあう場の創出・整備を進めます。	観光課	
	4-2 歴史ある町並みや景観の保全	4-2-1 歴史文化資源の意識啓発	①伝統や文化財の保護意識の啓発	文化財保護活動団体や学校等と積極的に協働を図りながら、文化財保護意識の啓発に努めます。	生涯学習課
				伝統や文化財の展示による一般公開や講座の開催等を通じて、地域住民の郷土理解と愛郷心の醸成を図ります。	生涯学習課
			②伝統や文化財に関する情報の収集・整理・提供	本市の伝統や文化財の特徴をわかりやすく整理し、市民に発信します。	都市計画課
歴史的景観づくりの事例や取組などの情報をイベントやHP等を通じて発信します。				都市計画課	

基本目標	施策の方向性		施策	具体的施策	担当課
4 歴史・伝統と美しい自然を活かした景観づくり(つづき)	4-2 歴史ある町並みや景観の保全(つづき)	4-2-2 歴史文化資源の保存活動の推進	①文化財の保護	文化財保護法及び新潟県文化財保護条例・村上市文化財保護条例に基づき、指定文化財を適正に保護します。	生涯学習課
			②歴史景観の保全	本市のランドマークである史跡村上城跡・平林城跡の保存・整備を促進します。 祭事等の伝統行事の継承のため、健全な後継者育成を支援します。	生涯学習課 生涯学習課
		4-2-3 歴史文化資源を活かした地域活性化	①町並みの保全と創造	景観形成地区においては、歴史的町並みの風景を維持・継承しながら、良好な住環境の形成に努めます。	都市計画課
			②市民協働のまちづくりの推進	市民、市民団体、事業者が行う景観づくりの取組に対して支援や誘導を行います。	都市計画課
5 市民や産業とともに発展する環境づくり	5-1 環境意識の向上	5-1-1 環境情報の発信と共有	①環境問題に対する意識啓発の推進	地域における環境保全活動のリーダーや環境保全に関わる市民団体の育成を図ります。 環境フェスタ等、各種イベントを開催し、啓発活動の推進を図ります。	自治振興課 環境課
			②環境情報の集積と提供	村上市の環境の現状と課題について、ホームページを通じて情報を公開します。	環境課
		5-1-2 環境学習等の促進	①環境教育・環境学習の積極的な推進	小中学校の環境教育を積極的に推進します。 環境の保全等に関する図書などの学習教材を充実します。 インターネットを活用し、必要な教材での学習に取り組みます。 学校教育においては、「郷育のまち・村上」を通じて地域の自然環境及び生活環境への関心を深め、環境教育を積極的に推進します。 市民団体や小中学校との連携を図りながら、市が計画する出前講座の制度を活用して、環境学習を積極的に推進します。 既に実施されてきた森林整備体験等の環境体験学習に加えて、自然観察会や環境関連施設見学会などの新たな環境学習プランについて、検討を行います。 環境学習をサポートするボランティア活動を支援します。 総合学習等で川や里山の生きもの調べやピクトープづくりなど、自然体験による環境教育を推進します。 緑の少年団の活動推進など小中学生を対象とした参加型の環境保全活動をさらに促進していきます。	学校教育課 学校教育課 学校教育課 環境課 環境課 環境課 学校教育課 生涯学習課
			②食育と地産地消の推進	学校・保育園の給食において地場産農林水産物を使用し、地元の農林水産物に親しみ、より良い食習慣の形成や健康づくりを推進します。 村上市地産地消推進計画に基づき、安全・安心な農産物の提供と地産地消を実現するため、環境に配慮した農業を実践している生産者との連携を強化します。 農商工連携により、本市固有の豊かな地域資源を活用したコミュニティビジネスの起業と振興を図ります。 地元産材を利用した住宅・家具・調度品等の生産を推進します。	学校教育課 こども課 農林水産課 自治振興課 農林水産課

基本目標	施策の方向性		施策	具体的施策	担当課
5 市民や産業とともに発展する環境づくり (つづき)	5-2 環境活動の推進	5-2-1 環境保全活動への参加の促進	①市民の環境保全活動の紹介 ②市民参加型の環境事業の検討	環境保全活動を推進します。 農業への市民参加の在り方を検討します。	環境課 農林水産課
		5-2-2 環境保全活動への支援	①環境保全団体の活動の推進 ②ボランティア組織の育成及び活動への支援	環境保全活動を行っている市民団体等の情報を取りまとめ、その活動を広く市民に周知を図ります。 環境に関する市民団体等の育成と活動への支援を行います	環境課 環境課
	5-3 ネットワークの形成	5-3-1 地域内のネットワーク形成の推進	①主体間における環境情報の共有化	主体間における環境情報の交換の場を設けます。	環境課
			②主体間の良好なパートナーシップの形成	市民、事業者、NPO等市民団体、学識経験者、行政とのパートナーシップを形成し、地球温暖化防止活動をはじめ、環境問題の解決に向けた様々な活動を協働で推進する仕組みの構築を検討します。	環境課
		5-3-2 広域なネットワーク形成の推進	①都市等と連携した山村体験や自然体験事業等の実施	都市等と連携した山村体験や自然体験事業等を実施していきます。	農林水産課
			②グリーンツーリズム・エコツーリズムの推進	農林漁業体験及び生業体験、グリーンツーリズムを通じて、都市と農村との交流を推進します。	農林水産課



4.4 環境指標一覧

基本目標	施策の方向性		新規	環境指標	担当課	現況値 (年度)	目標値
1 市の自然豊かな環境の後世への継承	1-1 緑豊かな山々と美しい水辺のある自然との共生	1-1-1 森林環境の保全		間伐等実施面積	農林水産課	183.7ha (令和元年度)	320ha (令和12年度)
				防除区域内松くい虫被害木処理量	農林水産課	20.67m <sup>3</sup> (令和元年度)	20.00m <sup>3</sup> (令和12年度)
		1-1-5 野生鳥獣保護と鳥獣被害対策の両立		有害鳥獣による被害面積	農林水産課	11.33ha (令和元年度)	10ha (令和12年度)
			○	有害鳥獣による人的被害件数	総務課	1件 (令和元年度)	0件 (毎年)
2 持続可能な循環共生型の社会	2-1 良好な生活環境の保全	2-1-1 快適な大気環境の保全		光化学スモッグ注意報発令件数	環境課	0件 (令和元年度)	0件 (毎年)
				河川水環境基準達成率(BOD等)	上下水道課	100% (令和元年度)	100% (毎年)
		2-1-2 快適な水環境の保全		水洗化率 (公共下水道・特定環境保全公共下水道)	上下水道課	72.3% (令和2年度)	82% (令和12年度)
				水洗化率 (農業集落排水施設)	上下水道課	85% (令和2年度)	95% (令和12年度)
				合併処理浄化槽普及率	上下水道課	86.7% (令和元年度)	94% (令和12年度)
		2-1-3 安全・安心な環境の保全		新たな土壌・地下水汚染発生件数	環境課	0件 (令和元年度)	0件 (毎年)
				化学物質による環境汚染事故の発生件数	環境課	0件 (令和元年度)	0件 (毎年)
	2-1-4 その他の環境の保全	○	公害苦情件数(騒音、振動、悪臭)	環境課	11件 (令和元年度)	5件 (令和12年度)	
	2-2 資源循環型社会の構築	2-2-1 5Rの推進		1人1日あたりのごみ排出量	環境課	769.8g/人・日 (令和元年度)	746g/人・日 (令和12年度)
				リサイクル率	環境課	21.0% (令和元年度)	28% (令和12年度)
				最終処分量	環境課	802t/年 (令和元年度)	725t/年 (令和12年度)
		2-2-2 適正な処理・処分の推進	○	不法投棄・野焼き件数	環境課	20件 (令和元年度)	10件 (令和12年度)
	2-3 環境保全型の持続可能な農林水産産業の促進	2-3-1 環境に配慮した農林水産産業の推進	○	にいがたグリーン・ツーリズム(農家民宿、直売所、農家レストラン)の登録件数	農林水産課	10件 (令和2年度)	10件以上 (令和12年度)
○			認定農業者登録件数	農林水産課	423人 (令和元年度)	450人 (令和12年度)	
	2-3-2 持続可能な農林水産資源利用の推進	○					

基本目標	施策の方向性		新規	環境指標	担当課	現況値 (年度)	目標値	
3 地球規模の気候変動等を意識した環境対策の展開	3-1	省エネルギーの推進	3-1-1 省エネルギー活動の推進	○	市民1人あたりエネルギー使用量	環境課	105 GJ/人 (平成30年度)	105 GJ/人 (令和12年度)
	3-2	再生可能エネルギー等の利用促進	3-2-2 再生可能エネルギー機器の普及	○	市内における再生可能エネルギー発電設備の発電出力	環境課	95 MW (令和元年度)	130MW (令和12年度)
	3-3	温室効果ガス排出量の削減	3-3-1 温室効果ガス排出量の削減	○	市内の温室効果ガス排出量	環境課	577 千 t-CO <sub>2</sub> (平成29年度)	477 千 t-CO <sub>2</sub> (令和12年度) に平成25年度比 で27.7%減
				○	市有施設等の温室効果ガス排出量	環境課	26.1 千 t-CO <sub>2</sub> (令和元年度)	22.3 千 t-CO <sub>2</sub> (令和12年度) に平成25年度比 で30.0%減
3-4	気候変動の影響への適応	3-4-2 気候変動による影響への対応	○	熱中症患者発生件数	消防本部	91 件 (令和元年度)	50 件 (令和12年度)	
4 歴史・伝統と美しい自然を活かした景観づくり	4-1	美しい田園、里山、海岸景観の保全	4-1-2 自然景観資源の保全活動の推進		クリーン作戦や一斉清掃の実施回数	環境課	83 回 (令和元年度)	80 回以上 (毎年)
	4-2	歴史ある町並みや景観の保全	4-2-2 歴史文化資源の保存活動の推進	○	伝統行事支援事業の実施件数	生涯学習課	5 件 (令和元年度)	50 件/10 年
5 市民や産業とともに発展する環境づくり	5-1	環境意識の向上	5-1-2 環境学習等の促進	○	環境学習イベント後の満足度(アンケート)	環境課	—	50% (令和12年度)
	5-2	環境活動の推進	5-2-1 環境保全活動への参加の促進	○	環境フェスタ参加団体数	環境課	12 件 (平成30年度)	100 件/10 年
	5-3	ネットワークの形成	5-3-1 地域内のネットワーク形成の推進		クラインガルデン利用者数	農林水産課	639 人/年	600 人/年 (令和12年度)

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章